

令和5年12月定例会

浪江町議会会議録

令和5年12月 5日 開会

令和5年12月12日 閉会

浪江町議会

令和5年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	15
小澤英之君	16
松田孝司君	28
渡邊泰彦君	46
発言の訂正	65
佐々木茂君	65
散会の宣告	78

第 2 号（12月6日）

議事日程	81
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
請願・陳情の付託	85
議案第76号から議案第97号の一括上程、説明	85
延会について	108

延会の宣告	108
-------	-----

第 3 号 (12月12日)

議事日程	109
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	111
職務のため出席した者の職氏名	112
開議の宣告	113
議事日程の報告	113
議案第76号の質疑、討論、採決	113
議案第77号の質疑、討論、採決	113
議案第78号の質疑、討論、採決	114
議案第79号の質疑、討論、採決	114
議案第80号の質疑、討論、採決	115
議案第81号の質疑、討論、採決	115
議案第82号の質疑、討論、採決	116
議案第83号の質疑、討論、採決	116
議案第84号の質疑、討論、採決	117
議案第85号の質疑、討論、採決	117
議案第86号の質疑、討論、採決	118
議案第87号の質疑、討論、採決	118
議案第88号の質疑、討論、採決	119
議案第89号の質疑、討論、採決	120
議案第90号の質疑、討論、採決	131
議案第91号の質疑、討論、採決	131
議案第92号の質疑、討論、採決	136
議案第93号の質疑、討論、採決	137
議案第94号の質疑、討論、採決	137
議案第95号の質疑、討論、採決	138
議案第96号の質疑、討論、採決	138
議案第97号の質疑、討論、採決	139
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	140
町長挨拶	141
閉会の宣告	142

浪江町告示第 1 9 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 1 1 月 2 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 5 年 1 2 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年浪江町議会12月定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月5日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	武藤晴男君	3番	吉田邦弘君
4番	平本佳司君	5番	小澤英之君
6番	半谷正夫君	7番	紺野則夫君
8番	佐々木茂君	9番	山本幸一郎君
10番	高野武君	11番	渡邊泰彦君
12番	松田孝司君	13番	佐々木勇治君
14番	山崎博文君	15番	紺野榮重君

欠席議員（1名）

2番 紺野 豊 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田 長栄 光 君	副 町長	山本 邦一 君
副 町長	成井 長 祥 君	教 育 長	笠井 淳一 君
代 表 監 査 委 員	宮口 勝美 君	総 務 課 長 兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	戸浪 義勝 君
企 画 財 政 課 長	吉田 厚志 君	住 民 課 長	柴野 一志 君
産 業 振 興 課 長	蒲原 文崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	金山 信一 君
住 宅 水 道 課 長	木村 順一 君	建 設 課 長	宮林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今野 裕仁 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西 健一 君
介 護 福 祉 課 長	松本 幸夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中野 隆幸 君

教育総務課長
鈴木清水君

生涯学習課長兼
浪江町公民館長兼
浪江町図書館長
岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長
掃部関久君

次長兼係長
中野夕華子君

書記
岡本ちり君

○議長（平本佳司君） おはようございます。

会議前ではございますが、議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影することをご了承ください。

また、傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、令和5年浪江町議会12月定例会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、12番、松田孝司君、13番、佐々木勇治君、14番、山崎博文君を指名します。

◎会期の決定

○議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から12日までの8日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの8日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日及び12日を本会議とし、7日から11日までは委員会等のため休会としたいと思いません。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納しておるとおりでございますので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和5年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられました方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ちまして、帰還困難区域に関するトピックスについてご報告をさせていただきます。

現在、残された帰還困難区域の解除に向け、特定帰還居住区域復興再生計画の策定を進めております。11月には、特定帰還居住区域（案）に関する行政区別住民説明会を行い、計画の申請前ではありますが、区域（案）を車座で囲んでの意見交換会を行いました。区域（案）を確認いただき、お話をする中で、帰還意向調査を「保留」で回答していた方や未回答であった方が、「帰還意向有り」への変更をしたいとおっしゃる方もいらっしゃいました。

一方で、避難指示解除に向けては、生活用水、道路等をはじめとし、生活環境をしっかりと整えてほしいといった要望や、帰還することができない方の土地家屋への対応、いわゆる残された課題に対するご不安の声を多くいただきました。

町としましては、これらのご意見、ご要望をしっかりと受け止めさせていただき、帰還意向のある住民の皆様が安心安全でできるだけ早く帰還いただけるよう、特定帰還居住区域復興再生計画につきまして、今月中に国へ申請すべく、現在、関係機関の同意取得の手続を進めております。令和6年度早期には除染に着手できるよう、

申請手続をしっかりと進めてまいります。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

まず、浪江町功労者表彰式についてご報告をいたします。

文化の日、11月3日、地域スポーツセンターにおいて、第51回浪江町功労者表彰式を執り行いました。式では、多年にわたり町政進展などに尽力された方々に対し、ご功績をたたえ、特別功労表彰3名、功労表彰6名、復興功労表彰1名、善行表彰5名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

次に、相双地方総合防災訓練についてご報告をいたします。

10月27日には、役場職員を対象とした災害対策本部演習について、大地震と津波が発生した想定での図上訓練を行い、翌28日には、幾世橋防災コミュニティセンターと、南産業団地内の新大平山公園の2か所を避難場所に設定し、多くの関係機関の皆様と170名ほどの町民の皆様に参加をいただき、かなり大きな訓練でありましたが、皆様のおかげで怠りなく終了することができました。

多発する気象災害を含め、しっかりと日頃より防災意識を高め、有事の際には、被害を最小限にできるよう努めてまいります。

次に、町政懇談会についてご報告をいたします。

9月23日から10月14日の間で、県内5か所、県外2か所で開催し、126名の町民の皆様にご出席をいただきました。

懇談会では、持続可能なまちづくりに向けて、企業誘致や人口増加に寄与する取組など、町の施策について説明をいたしました。

意見交換での主なものは、町内の医療施設、介護施設の充実、町道・宅地の環境保全、帰還困難区域の今後の見通しなど町内の生活に関するものや、復興支援員の配置、住民票の特例措置、高速道路無料化の継続要望、国民健康保険税や医療費減免措置の継続要望など、避難生活を強いられている状況下での必要な施策に関する声が、多く聞くことができました。

いただきましたご意見は、今後の町政運営にしっかりと反映させていくとともに、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、つしま肉まつりについてご報告をいたします。

本年3月31日に、特定復興再生拠点として、津島地区の一部の避難指示が解除になったことから、津島地区のにぎわい創出と住民のきずなの維持及び回復を図ることを目的として、「さあ行くべ つしま肉まつり」を11月5日に実施し、約400名の方にご来場いただきました。

当日は、天候にも恵まれ、来場者の方々には、バーベキューを楽しんでいただきました。また、アトラクションとして、南津島郷土芸術保存会をはじめ3団体の方々に田植え踊りなどを披露していただき、会場を盛り上げていただきました。

次に、総合健康診査について報告いたします。

8月29日から11月21日にかけて、19歳以上の方を対象に総合健診を実施いたしました。多くの方が健診の機会を得られるよう、県内各地9か所において延べ18回実施し、3,064名の方が受診されました。感染症対策のため、事前に意向調査を行い、会場、日時を割り振ることで密を避け、待ち時間の短縮を図ったところでもあります。

また、総合健診と同日、同会場にて、希望した103名の方を対象に、おくすり個別相談会を実施しました。現役の薬剤師がリモートで服薬やサプリメント等の相談に応じました。

なお、県外に避難されている方につきましては、各都道府県の医療機関で受診できる施設検診の案内を送付しているところでもあります。

次年度も、より多くの方に受診いただけるよう工夫をこらし、町民の皆様の健康管理に努めてまいります。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援金についてご報告をいたします。

長期化する電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家庭への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受付を7月から開始し、11月16日の事業完了までに2,240世帯へ3万円を支給いたしました。

また、原油価格・物価高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯、障害者世帯及びひとり親世帯に対し、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援金の受付を10月から開始し、11月末までに1,616世帯へ6,000円の支給をしております。

次に、農業に係る大学等の復興知を活用した人材育成基盤構築事業の取組について報告をいたします。

9月30日、10月1日の2日間、東京農業大学の学生が、視察研修、農作業の実習を行ったところでもあります。

初日は、2つの班に分かれ、ある班は、今年3月末に避難指示が解除された津島地区の視察及び、町民と震災前の津島地域のなりわい・農業、今後の営農について意見交換を行いました。別の班は、藤橋地区で地元の生産者の指導の下、ニンニクの定植作業を行いました。

2日目は、前日の雨により、予定した稲刈り体験が実施できなかったことから、苧野防災コミュニティセンターにおいて、情報発信において重要とされる、PR用の写真の撮り方の座学を行い、その後、苧宿地区を散策しながら、学んだ写真の撮り方を実践しておりました。

また、10月21日から22日にかけて、津島中学校で開催された標葉祭りで、東京農業大学のブースを出展し、これまでの取組を紹介するとともに、地元の農家の皆様と商品開発した、浪江町産イチジクを使用したジャムやソースなどの販売実習を行ったところであります。

本事業では、地域農業の活性化のほか、新規就農者の確保に向けた取組を行っており、来年度以降、町内での新規就農を検討している学生も出てきているところであります。町としても、関係機関と連携し、活動をしてまいる考えであります。

次に、森林環境学習について報告をいたします。

9月20日に、震災遺構請戸小学校の敷地内において、なみえ創成小・中学校の児童・生徒を対象に、森林環境学習を開催いたしました。

NPO法人福島県もりの案内人の会、地元林業事業者、磐城森林管理署を講師として招き、森林の役割について学んだ後、震災遺構南側の保安林にクロマツ100本の植樹をし、下刈りの体験を行ったところであります。

今後も、子供たちが緑に触れ合う機会を創出してまいる考えであります。

次に、漁業関連PRについてご報告をいたします。

11月3日、東京都内において、請戸で水揚げされた魚介類「請戸もの」を材料に使った料理イベントを開催したところであります。「請戸もの」をイタリア料理にアレンジしたメニューを、グルメリポートを得意としたインフルエンサーに提供し、SNSで「請戸もの」のおいしさや魅力を発信していただきました。

また、11月28日には、県が主催する「常磐もの」等の商談交流会において、首都圏等のバイヤーを対象に、ヒラメの刺身やシラスなどを提供し、試食品を食した方からは好評の声をいただいたところであります。

こうしたイベントで積極的に発信することにより、「請戸もの」の魅力を認識していただき、漁業の振興につなげてまいる考えであります。

次に、十日市祭についてご報告をいたします。

11月18、19日、十日市祭が地域スポーツセンターで開催され、名誉町民で民謡歌手の原田直之さんをはじめ、浪江町ゆかりの出演者によるステージイベントなどが行われ、町民の皆様はもとより、県内外から多くの方々にご来場いただき、伝統のお祭りを堪能いただきました。

引き続き、商工会をはじめ関係団体と連携をしながら、伝統行事の継承と町なかのにぎわい創出に努めてまいる考えであります。

次に、2023よい仕事おこしフェアについてご報告をいたします。

11月21日、22日の2日間、東京ビッグサイトで開催されました、事業マッチングイベントである当該フェアに出展し、町の水素の取組やRE100産業団地のPRを行ったところであります。

フェアには、全国各地からおおよそ500の事業者や団体がブースを出展し、2日間で3万3,000人の来場者が訪れ、当町のPRブースにも多くの方々にご来訪をいただいたところであります。

今回、初めての参加、出展で、私も現地でPRしたところですが、町の発信に大変効果的なイベントであることを実感してまいりましたので、来年度以降についても取組を進めてまいる考えであります。

次に、観光振興に関する連携取組について報告をいたします。

町の観光施策を進めるために、地域活性化企業人として社員の派遣もいただいております東武トップツアーズ株式会社と、さらなる町の魅力発信、観光誘客受入れ体制の整備等を進めることを目的に、10月24日に観光振興に関する連携協定を締結いたしました。

町内観光施設の認知度アップや、国内外での地場産業のPR、ホープツーリズムを通じた学びの提供による町の魅力発信にご協力をいただき、より一層の交流人口拡大につなげてまいる考えであります。

このほか、応援職員を派遣いただいている新宿区、赤磐市、成田市のそれぞれの秋のイベントに浪江町のブースを出展させていただき、観光や地場産業のPRに取り組んできたところであります。

次に、企業誘致の取組について報告をいたします。

9月15日、藤橋産業団地に立地する住友商事株式会社・BSホールディングス株式会社と蓄電事業関連施設立地に関する基本協定を締結いたしました。本事業は、同団地内に立地する、フォーアールエナジー株式会社が製造する蓄電池を活用し、大規模蓄電事業と蓄電システム研究開発を行うもので、令和6年6月の完成を目指し、工事が進められております。

同じく藤橋産業団地において、10月3日に株式会社リブグロと再生蓄電池製造施設立地に関する基本協定を締結いたしました。本事業

業も、フォーアールエナジー株式会社製のバッテリーを調達し、災害に対応するための蓄電池などを製造するもので、令和6年早期の操業開始を目指し、準備が進められております。

藤橋産業団地への立地が決まっただけの企業も、再生可能エネルギーの利用拡大、本町が目指すゼロカーボンシティ実現に寄与するとともに、町内産業の活性化につながるものと大いに期待をしているところであります。

また、南産業団地に工場建設を進めていた、八島運送株式会社の浪江物流センターが落成を迎え、10月20日に落成披露式典が執り行われました。同社は、震災前から浪江町で事業活動を行っていた企業であり、町内企業の再開促進と、町の課題である物流環境の改善に期待できるものと考えているところであります。

さらに、10月31日には、棚塩産業団地一街区において、株式会社日揮ホールディングスによる、グリーンアンモニア実証施設の起工式が執り行われました。本施設は、FH2Rのクリーンな水素を使用し、アンモニアを安定的、効率的に製造するシステム開発を行うもので、令和7年の運転開始を目指して工事が進められます。

引き続き、魅力ある仕事づくりと、町内での雇用の場の創出のため、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水素エネルギー推進の取組について報告をいたします。

水素利活用の国際連携を進めておりますランカスター市とハワイ郡の訪日団が、10月10日から10月15日に来町されました。期間中は、町内の水素関連の取組を視察いただき、いこいの村なみえにおいて、水素関連事業者との意見交換を実施するとともに、郡山市で行われた再生可能エネルギー産業フェア「リーフふくしま」において、3都市共同ブースを出展し、県内の多様なエネルギー関連事業者の来場者に対し、各都市や共同体での取組をPRしたところであります。町内での意見交換会やリーフふくしまでのPR活動を通じて、日米間の国際的なビジネスマッチングの足がかりとすることができました。

引き続き、3都市との連携を軸とし、民間企業などを含めた、水素利活用推進の枠組みを広げ、水素社会実現を目指していくとともに、国際的な社会の中でも、存在感を発揮できるよう取組を展開してまいりたいと考えております。

次に、浜通り復興リビングラボの事業実証について報告をいたします。

9月19日、復興庁主催の浜通り復興リビングラボのシンポジウムが双葉町で開催されました。この事業は、生活環境における地域課

題の解決を行うことを目的に、企業と連携して生活の場での事業実証を行い、社会実装につなげていくもので、14社から企画提案が行われました。

浪江町では、NTTグループ会社と、株式会社オリエンタルコンサルタンの、3D都市モデルのまちづくりへの活用の在り方検証や、株式会社ウェザーニューズの、災害情報収集システムによる、安心安全なまちづくり支援、株式会社ゼンリンの、ドライブレコーダー解析による、道路損傷状況確認の3件の事業を連携して進めることとなりました。

このような事業をきっかけに、「チャレンジできるまち」をPRすることで、多くの企業などの目が浪江に向くよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、エフレイに関する取組についてご報告をいたします。

9月27日に、エフレイや、復興庁等の関係機関で構成される新産業創出等研究開発協議会広域連携ワーキンググループが檜葉町で開催されました。このワーキンググループは、エフレイと地域の市町村等が連携して、福島をはじめとした東北の創造的な復興に寄与するために設置されたもので、初回となる今回は、エフレイの取組紹介や、広域連携に関する意見交換がなされたところであります。

エフレイが立地する当町の役割として、エフレイや関係団体と共に、効果的な広域連携の方策の検討を進めてまいります。

10月13日には、復興庁主催の浪江都市計画研究施設事業第1号福島国際研究教育機構に係る事業説明会が浪江町で開催されました。事業地及び付近地の住民約20名が参加し、承認された都市計画事業の概要などについて説明がなされました。参加者からは、代替地の希望時の対応や、家屋撤去に関しての質問があったところであります。

この説明会の開催後、復興庁は用地取得に向けて地権者への訪問を行っております。

10月31日には、復興庁主催の福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザー会議が東京都内で開催されました。この会議は、エフレイの施設整備の在り方に関して有識者委員から意見をいただくもので、第3回となる今回は、研究開発環境の充実に資する交流連携の考え方など、施設整備に係る重点方針が議論をされました。

町としましては、エフレイ施設整備が円滑に進むよう、引き続き復興庁と連携してまいりたいと考えています。

11月26日には、町主催の住民ワークショップを役場で開催しまし

た。このワークショップは、エフレイの立地を踏まえ、浪江町のまちづくりについて参加者から思いをいただき、現在策定を進めているエフレイ周辺のまちづくりに関する構想へ反映していくことを目的に開催をいたしました。過去から現在、未来の浪江町の姿について、約25名の参加者それぞれの思いを出し合い、共有、共感したところでもあります。

町としましては、このワークショップを反映した構想の中間報告及びパブリックコメントを12月に実施し、年度内の構想策定に向け取り組んでまいる考えであります。

次に、浪江駅東西自由通路・橋上駅舎整備についてご報告をいたします。

10月31日に、本事業について、相互の協力により、事業を円滑に進めることを目的に、JR東日本水戸支社と基本協定を締結したところでもあります。

今後は、JRと協議を進め、自由通路・駅舎の設計に着手をしまいる考えであります。

次に、教育行政関連について報告をいたします。

10月7日に、浪江にじいろこども園の園庭にて、こども園運動会を開催しました。プログラムの中には親子競技も多くあり、親子での触れ合いを楽しんだところでもあります。

開園以来のなみえ創成小・中学校との合同運動会も有意義でしたが、こども園だけの開催としたことで、こども園ならではの運動会を存分に楽しむことができたと思っているところでもあります。

11月4日、5日の2日間、閉校した津島小学校、津島中学校の学校見学会を開催しました。校舎内を卒業生や地域の方々が見学され、級友に再会するよい機会にもなり、当時を懐かしむ交流が見られました。

また、避難先再開校であった旧浪江小学校・旧津島小学校の郷土学習をまとめた「10年間ふるさとなみえ博物館」の展示を併せて行ったところでもあります。

11月7日には、児童・生徒の主権者教育の一環として、子ども議会を開催しました。なみえ創成小・中学校の児童・生徒43名が子ども議員となり、班編制の上、16問の一般質問が行われ、子供たちの視点で政策提言をいただきました。

未来を担う若い世代からいただいたご意見を真摯に受け止め、町政運営に生かしてまいる考えであります。

次に、生涯学習関連について報告いたします。

社会体育事業ですが、縣市町村対抗大会として、9月9日、23日、

24日に軟式野球大会、10月14日、22日にはソフトボール大会がそれぞれ開催され、軟式野球は3回戦で、ソフトボールは2回戦で、善戦及ばず惜敗をしたところであります。

11月19日には、第35回ふくしま駅伝競走大会が開催され、初めてなみえ創成中学校の生徒が出場し、チーム全員が一丸となって力走し、総合で28位、町の部で12位となりました。

浪江町代表チームへ参加された選手の方々に、心から厚く御礼を申し上げます。

続きまして、社会教育事業ですが、公民館事業として10月14日に実施した親子ふれあいチャレンジでは、5組21名が親子遠足としてひたち海浜公園へ行き、遊園地などで楽しみました。

10月31日には、大人を対象とした地域ふれあいチャレンジで霊山登山を行い、12名が参加し、紅葉と交流を楽しんできところであります。

9月29日から30日にかけて、図書館事業として大人ナイトライブラリーを実施し、13名の参加をいただいたところであります。中秋の名月も重なり、お月見や、ビオラの生演奏の鑑賞、また、一晚中読書を楽しむ方もいました。

今後も、皆さんに親しまれる生涯学習の充実を図ってまいる考えであります。

以上、9月定例会以降、現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の改正案件12件、契約の締結案件1件、契約の変更案件1件、路線の認定及び廃止案件1件、令和5年度補正予算案7件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を

行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、また、不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

◇ 小 澤 英 之 君

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君の質問を許可いたします。

5番、小澤英之君。

[5番 小澤英之君登壇]

○5番（小澤英之君） おはようございます。5番、小澤英之です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり一括質問方式で行います。よろしくをお願いいたします。

質問事項については、大きく6点です。それでは、具体的に質問に入ります。

まず1点目、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）についてです。

近年、山地への大規模太陽光発電施設の設置が多くなっております。森林の伐採や用地の造成により、景観の悪化、地域の安全安心について心配されております。

福島市における先達山や、相馬市玉野における大規模太陽光発電施設工事が始まりまして、景観の問題だけでなく、玉野においては、走行している車両に影響を及ぼすことによって事故が心配される状況と思えます。

そこで福島市においては、本年8月31日に、山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないとする「ノーモア メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」というものを発表いたしました。この宣言に法的な拘束力はありませんが、市の姿勢を県、事業者に示し、抑止につなげる狙いがあります。県内においては、大玉村に続き2件目であります。

そこで、当町においても、今後、このような同様の問題が発生することが考えられることから、宣言及びガイドラインを策定すべきと考えます。当町としての考えをお尋ねいたします。

次に、大きい項目であります2、産業団地における交通安全対策

についての質問に入ります。

(1)として、南産業団地においては、標識など現在設置されておりません。南産業団地を含むほかの産業団地内における交通安全対策について、町としてどのように関与しているのかお尋ねいたします。

次に、(2)として、南産業団地において、団地から6号線に出る場合、現状としては、停止線、一時停止の標識及びカーブミラーの設置のみです。仙台方面への右折の場合、特に危険が伴います。先般、私自身が双葉町方面に走行中、右折した車に冷やりとした経験を行いました。そのようなことから、安全対策について、信号機設置について関係機関と早急に協議すべきと考えますが、町としての対応についてお尋ねをいたします。

次に、大きい項目で3、台風13号による被災状況についての質問に入ります。

本年9月8日から9日にかけて線状降水帯が発生し、記録的な大雨となりました。土砂崩れにより、町道、農地などに多大な被害をもたらしました。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

①といたしまして、被害状況における件数、金額についてお尋ねいたします。特に、広報等に災害見舞金支給についての案内の掲載等がありましたが、家屋の半壊以上、床上浸水の被害があったかどうかについてお尋ねをしたいと思います。また、それ以外の状況について把握しているのかも併せてお尋ねいたします。

次に、②といたしまして、現在までに終了した改修工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

それから、③といたしまして、残工事については、今年度中に終了見込みなのか、また、終わらない場合はいつまでに終了させるのか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、大きい項目である4番、ふるさと納税（浪江町ふるさと応援寄附）についての質問に入ります。

ふるさと納税の実績においては、令和2年、件数として970件、金額で約3,290万、令和3年は件数として1,013件、金額で約3,450万、前年度対比43件、約154万の増というふうなことでありました。一方、令和4年は件数として765件、金額で約2,848万、前年比、件数で248件、金額で約603万減と、対前年度比で大きく減っております。その理由についてお尋ねしたいと思います。

次に、使用先であります。浪江町として、使用先として6項目、震災の記憶の継承、新たな産業の振興、子供たちの教育の支援、町

民の健康増進、農林水産業の振興・環境整備、町長にお任せというふうな、こういった6項目でありますけれども、令和4年の実績に基づくおのおのの使用額の割合及び、町長にお任せにおける活用事例についてお尋ねをします。

次に、(3)として、ふるさと納税制度が本年10月よりルール変更となりました。その内容としては、地場産品の線引き基準を厳格化した点です。

具体的には、熟成肉と精米を寄附者に送る場合、原材料が同じ都道府県であることを条件にしました。また、寄附を募集するために使える経費は、寄附額の50%以下のルールは維持しつつ、経費としてカウントする範囲を拡大し、返礼品調達費を含む経費を抑制する仕組みを導入いたしました。

この具体的対応は、返礼品調達費や送料、広報費など従来の経費だけでなく、確定申告が不要となるワンストップ特例の事務費や寄附の受領証明書の発行費なども含める内容となっております。

このルール変更が及ぼす影響、また、その対応策についてお尋ねをいたします。

(4)といたしまして、返礼品として、浪江町の特産品となっておりますけれども、交流人口、関係人口につなげる仕組みとして、浪江町に来町いただくこと、知っていただくことを目的として、体験型の大堀相馬焼の制作とか、いこいの村の宿泊券とか、請戸小学校や震災伝承館の入場券等々の贈呈等、新たな返礼品についての取扱いについて、当町としての考えをお尋ねいたします。

次に、大きい項目であります5、子ども議会についての質問に入ります。

先ほど町長のほうからも報告がありましたが、子ども議会の目的としては、議会、行政の議事や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など、子供たちに身近なテーマについて、一般質問形式で町長や教育長に質問、提案することと理解をしております。

今般、11月7日に開催され、児童・生徒の16名の方々が一般質問を行いました。そこで私自身感じたことは、その内容が非常に充実しておりまして、画面越しに緊張感を持って傍聴したところであります。

今回の開催は、前回開催が平成5年というふうなことであることから、かなりの期間を置いての開催となりました。今後の開催について、毎年開催するのか、または隔年で開催するのか等、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

次に、提案がなされた事案について、早急に検討をすべきと思いますし、予算化すべきと考えますが、町としての対応についてお尋ねいたします。

それから、最後の質問になります。6、浪江町の花コスモスについてであります。

浪江町は、木を松、花、コスモス、鳥、カモメということで、昭和57年2月18日告示第5号で定めています。町の花コスモスについては「荒地にも生き、優しい姿で、町民の優しく、力強く生きることが願うとともに、秩序と調和のある町を象徴している」と定義されております。花言葉は、調和です。

震災後、除染が行われたことから、コスモスが咲いている場所がなくなりました。現在において町内では、北産業団地のコスモスガーデンで見かけた程度であります。コスモスガーデンでは、福島学院大学が、地域のにぎわいをつなげたいとして約2,000平方メートルの土地に咲かせたものです。

道の駅なみえ、丈六公園、震災遺構浪江町立請戸小学校の周囲など、一切見ることができませんでした。特に、請戸小学校の周囲では、ブタクサ、セイタカアワダチソウですね、が一面に咲き誇っております、町の花と間違えるほどです。

コスモスについては、浪江町教育委員会が岡山県の赤磐市に、宇宙を旅して戻ってきた宇宙コスモスの子孫の種を送ったことや、また、コスモスの日本酒が販売されている等が話題となっている程度であります。

震災の前のようにどこでも咲き誇っているコスモスが見られるようにすべきと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

以上で最初の質問を終わりたいと思います。回答をよろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤議員の、子ども議会における提案議案の早急な検討と予算化についてのご質問にお答えをいたします。

本年11月7日に開かれた子ども議会において、子ども議員からの多くのご質問やご提案をいただいたところでもあります。その中では、町道の整備に関することや、防犯灯を増やしてほしいといった、町としてもこれまで取り組んでいるもの、改めてご質問をいただいたものも多くございました。

一方で、プールの設置や多目的公園の整備など、将来的な管理運営経費の在り方も含めて検討が必要なものや、総合病院や総合学科の高校の設置など、当町のみならず周辺の市町村と広域で連携しな

がら検討していくものも多くございました。

全てのご質問、ご提案については、直ちに予算化ということは申し上げられませんが、令和6年度は、浪江町復興計画【第三次】の4年目に当たります。令和8年度からの後期計画に向けて、各施策の成果を検証しつつ、適切に見直しを図りながら、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ほかの質問については、各担当課長から答弁をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 大きな1番、メガソーラーについてのご質問にお答えいたします。

メガソーラーの乱開発による景観悪化や災害発生のおそれについては、町としても同様に懸念点として捉えております。

そこで町では、令和3年に制定した浪江町環境基本条例において、大気、水、土壌等を良好な状態に維持すること、それから、河川、森林、農地等の豊かな自然環境を保全すること、また、地球温暖化防止のために地球環境保全を目指すことなどを基本指針として定めております。さらに、農地においては、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインを運用していることや、現在、景観行政団体の移行を検討している状況にあるなど、景観や環境保全に配慮した取組を行っているところであります。

一方、町としては、近年の気候変動への対策としまして、2035年を目途にゼロカーボンシティの達成も掲げていることから、再生可能エネルギーの普及拡大は必要不可欠だと考えております。

あわせて、避難生活の中で自己所有地の管理もままならず、何かしらの事業に活用してほしいという声があることや、町内の山林の大部分が帰還困難区域であり、その再生の道筋や土地利用の方向性が不透明な状況などの浪江町としての特殊事情も踏まえる必要がございます。

こういった背景や特殊事情も踏まえ、景観や環境保全と調和の取れた電源開発の在り方について、関係課や関係団体と協議をしてみたいと考えております。

続きまして、大きな2番、産業団地における交通安全対策についての（1）番、産業団地内における交通安全対策についてのご質問にお答えします。

産業団地内の交通安全対策につきましては、まず設計の段階で、交差点の形状や停止線及び標識の有無等、交通規制の方法について、福島県公安委員会との協議を経て決定し、さらに、造成工事が一定

程度進んだ段階で、最終的な交通規制に関する標識の設置及び路面標示の方法について、双葉警察署との協議により決定し、工事を実施しております。

議員おただしの南産業をはじめ、これまで整備した他の産業団地についても、同様の手続により、福島県公安委員会及び双葉警察署との協議、指導の下、整備をしたところでございます。

(2)の南産業団地から国道6号線に出る場合の信号機設置の考えは、についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしの交差点は、国道6号と町道高瀬請戸線とのT字交差点と存じますが、本交差点の整備に当たりましても、先ほどの答弁と同様、福島県公安委員会及び双葉警察署との協議、指導の下、現在の形状となったものでございます。

また、町道開通後、当該交差点に信号機を設置いただけないか警察署へ相談しておりますが、現在の交通量等の状況から設置できないと説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 続いて、大きな3番、台風13号による被害状況についての①被害の件数、金額、災害見舞金の対象となる家屋、半壊以上、床上浸水の有無、それ以外の被害状況についてのご質問にお答えをいたします。

9月8日から9日にかけてまして、各課で警戒配備体制をしき、町内での災害の状況把握や対応に当たりました。総雨量としては164.5ミリ、最大時間雨量としましては53.3ミリを観測した中、町内の被害は、一般町道や農道や林道、圃場や農業用水路、ため池への土砂流入やのり面崩落、河川の小規模な損壊などで、合計66件、9,900万円ほどの被害総額となっております。

なお、被害額については、現時点で確認できるものを計上しているものであり、今後、詳細な調査、設計によって変動する場合がございます。

続きまして、家屋の被害であります。町内では確認されておりませんが、福島県、茨城県及び千葉県9市4町で、令和5年台風第13号に係る災害救助法が適用されまして、対象市町に避難している町民を対象に、町及び復興支援員で被災状況の確認等を9月末まで実施しております。

その結果、いわき市内で床上浸水が1世帯、床下浸水が6世帯で確認されましたが、その他の対象市町での被害は確認されておりませんでした。いわき市内で床上浸水しました家屋については、半壊

以上の罹災判定となり、災害見舞金の申請を受付し、支給事務を進めているところでございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 3の②現在までに終了した改修工事ほどの程度か、進捗状況についてお答えいたします。

農業関連施設は、44件のうち32件が完了しております。林業関連施設3件については、未完了となっております。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 大きな3の②町道及び河川の被害の進捗状況についてお答えいたします。

道路の被害箇所17か所において、16か所、復旧完了しております。河川の被災箇所2か所について、現時点においては未着手となっております。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ③残工事については、今年度中に終了見込みか、また、終わらない場合はいつまでに終了されるのかについてお答えいたします。

農業関連施設については、復旧工事終了の見込みについて、来春からの営農に支障が出る可能性がありますので、小規模な被害箇所については、年度内には工事等を終了できる見込みです。

一方、ため池など一部の施設については、国交付金の活用、営農再開状況を考慮しながら実施する必要があるため、来年度にかかる事業期間を見込んでおります。

林業関連施設については、一部災害査定対象となっているため、手続を経て、来年度前半までには復旧する予定としております。

なお、台風被害に係る要望、相談は現在もいただいている状況ですので、その都度、現地確認を行いながら早急に対応してまいります。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 大きな3の③町道及び河川の終了見込みについてお答えいたします。

残事業3か所についてですが、道路の1か所については今年度中に完了する予定でございます。河川の2か所については、11月の災害査定の決定を受け、これから工事を発注し、令和6年6月末には完了する予定でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、4番、ふるさと納税に関するご質問の（1）ふるさと納税の実績において、前年対比で大きく

減となっているその理由のご質問にお答えをいたします。

理由につきましては、様々な要因が考えられるものの、個人の寄附動向につきましては把握することが非常に困難ということもございまして、明確な要因につきましては分析ができていない状況ではございますが、1つ挙げるとすれば、返礼品が固定化をしてしまっていることによりアピール力に欠けているということも一つの要因ではないかと考えているところでございます。

(2) 令和4年度実績に基づくおのこの使用額の割合及び、町長にお任せにおける活用事例について、ご質問にお答えをいたします。

令和4年度実績に基づくおのこの使用額の割合につきましては、震災の記憶の継承が5.3%、新たな産業の振興が6.6%、子供たちの教育の支援が14.1%、町民の健康増進が1.9%、農林水産業の振興・環境整備が6.1%、町長にお任せが66%となっております。

なお、町長にお任せにおける活用については、浪江にじいろこども園の運営や、ゼロカーボンシティ推進事業など、復興に寄与する事業に広く充てさせていただいているものでございます。

続きまして、(3) ふるさと納税制度が本年10月よりルール変更となった影響、その対応策についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、ふるさと納税については、10月1日より、地場産品の基準や募集費用に関する基準の変更が行われております。これらのルール変更については、国において、過度な返礼品競争となっている実態の改善を図るための変更と考えております。

これらの変更により、一般的に考えられる影響としましては、これまで返礼品として扱っていたものが扱えなくなってしまうたり、返礼品調達経費を削減するために、返礼品の縮小などの見直しが必要となることが考えられます。

現在のところ当町においては、今回の改正に伴う見直しなどの影響はございませんが、今後も、返礼品提供事業者様とも連携しながら、基準に対応できるよう、引き続き取り組んでまいります。

(4) 返礼品として、体験型の大堀相馬焼の制作や宿泊券、入場券などについての町の考えについてのご質問にお答えをいたします。

宿泊券につきましては、過去に返礼品とできないか検討をしたものの、実現に至らなかったという経緯がございます。しかしながら、議員おただしのとおり、地場産品だけではなく、体験型の返礼品や宿泊券などを返礼品とすることは、交流人口、関係人口の増加につながる有効な手段であると考えております。ご提案のありました体験型や宿泊券、入場券などの返礼品につきましては、事業者様の理

解も必要となることから、事業者様と連携しながら、返礼品についての提供が可能かどうか協議をしてまいりたいと考えております。

また、返礼品だけではなく、自治体の特定のプロジェクトに対し寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税の手法などについても、他自治体の事例などを参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、子ども議会の今後の開催につきまして、ご質問にお答えいたします。

子ども議会につきましては、震災を経て、今後の新たなまちづくりなど、児童・生徒が、浪江町についての学びを踏まえ、考えや意見を発表することを通し、主権者としての意識とともに、ふるさと浪江への思いを育み、復興に向かう気持ちを一層高める上でも大変有意義なものであると考えております。

また、参加した児童・生徒からは、質問の作成が難しかった、議場では緊張したなど素直な感想のほか、すてきな町にしたいのでそのための質問を考えたい、浪江町をもっとよくする方法を考えたいなど、町の将来に向け意欲的な意見が寄せられておりますことから、教育委員会としましては、次年度以降も開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな6番、浪江町の花コスモスについての、どこでも咲き誇っているコスモスが見られるようにすべきと考えますが、町の考えはのご質問にお答えをいたします。

町の花であるコスモスが、震災以前のように町内のいたるところに咲き誇る風景が戻ればとてもよいと考えます。震災以前は地域の方々が、農地・水・環境保全向上対策などを利用されまして、景観作物としてまとまって水田などにコスモスが植えられていたなど、住民の方の力で咲かせていただいたこともあります。

コスモスの植え付けには、耕起、種まき、転圧の作業等が必要であり、現在の町の状況を鑑みますと、植え付けから咲いた後の処理までの一連の管理が必要で、震災以前のようにコスモス畑をつくる作業を担っていただくことは難しいと考えます。

今後、帰還する方が増えまして、以前のように作業ができるようになりまして、コスモス畑を見られるようになってほしいと思うところでございます。

また、おただしにありました宇宙コスモスにつきましては、創成小・中学校と、にじいろこども園にて、情操教育の一環も踏まえ、敷地内に植え、環境整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） それでは、1回目の回答をいただきましたので、何点か再質問を行いたいと思います。

まず、順を追ってですが、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）についての回答に対してですが、私の提案としては、宣言及びガイドラインというふうなことで質問をさせていただきましたが、農地については当町でガイドラインを策定しております。これによってある程度の抑止がなされているのかなというふうに思いますので、メガソーラーについても、まずは、他町村の例を参考としつつも、ガイドラインを策定すべきではないのかなというふうなことで再質問をさせていただきます。

それから、2番目の産業団地の、特に（2）の信号機の設置についてであります。今のところ無理だよというふうな回答だというふうなことでありますが、事故が起こってからでは遅いのではないかと。その辺をもう一度、公安、双葉警察署とか、その辺と協議を詰めていただきたい、強かにプッシュをしていただきたいというふうに思います。

それから、台風13号については分かりました。ただ、1点、農地等に支障のないといいますか、極力農作物に支障がないように、前倒しで行えるものは行っていただければなというふうなことで、これも強かに進めていただきたいというふうなことであります。

それから、4番のふるさと納税であります。

使途が、使い先が、町長にお任せの66%というふうなことで、私としてはびっくりしたところだったんですが、いろんなところに分散といいますか、緊急にどうしてもここに使いたいというふうなものについては、例えば、①として挙げました震災の記憶の伝承とか、そういったものにも多く使っていただければなというふうに思います。

それから、先ほど提案がありましたクラウドファンディング、今いろんなところでやられているかというふうに思います。ですから、その返礼品も併せてですが、そのクラウドファンディングの有効性といいますか活用策ですね、その辺を研究していただければなというふうに思います。

それから、子ども議会については、本当に私、傍聴させてもらっ

て、自分が恥ずかしいなというふうに思ったところでした。それを踏まえて、今回質問をさせていただきました。次年度も開催ということのようなので、ひとついろいろ指導しながら進めていただければなというふうに思います。

それから、それに対して町長から回答いただきました。いろいろ予算化してやらなくちゃならないということは理解をしましたが、できれば1つでも2つでも提案いただいた内容を実施していただくと、子供たち、児童・生徒たちが、じゃ、もっともっとやってくれるのであれば、町をよくしたいなということでいろんな提案が出てくるのかなというふうなことを思いますので、1つでも実施をできれば、やっていただければというふうに思います。

それから、最後のコスモスについて。畑は無理だよというふうなお話なんですけど、人の集まる、最低でも例えば道の駅、公園、丈六公園、それと例えばこの本庁舎周り、いろんなところにやることは可能ではないのかと。要するに、私が言いたいのは町の花だよと言いながらも、見れないと。見ることができないと、そこが問題なのかなというふうに思います。

参考までに、これはちょっと余談になっちゃうんですが、士業というかそういった方、徽章があるわけですね。弁護士ですとヒマワリ、行政書士ですとやはりコスモスというふうなものを徽章としてやっているわけです。そういったことで、私、質問するについては、そういった意味も含めて思い入れがあるものですから、ぜひ何らかの形で来年度、咲かせていただければなというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 再質問の1問目、メガソーラーに係る宣言についての再質問についてお答えさせていただきます。

町としても一定の必要性を認識しているところではございますけれども、直ちに宣言等行うものではなく、町としての環境保全と調和の取れた電源開発の在り方を模索する中で、今後適切に判断をさせていただきます。

続いて、2点目の南産業団地と6号線タッチの信号機の整備の件でございますけれども、現在の交通量での設置については難しいという回答をいただいたところでございますけれども、これから企業立地、それから本格操業されるということで、交通量が増えるのは明らかでございますので、引き続き交通量を把握しながら、公安との協議を続けてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 営農に支障のないように災害復旧を進めるということでございます。今、地域の営農の再開に向けて、地域規約の策定、各地で議論いただいております。来年から作付したいという担い手に対して、災害の影響により作付できないという、そういうことがないように、しっかり災害復旧進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ふるさと納税に関する再質問にお答えをさせていただきます。

町長にお任せということで、非常に66%と多いということで、納税をしていただいた方、いろいろコメントもいただいております。「復興を頑張ってください」とか、「浪江町、一度訪れたあの美しい風景が忘れられないので、きれいな浪江町を取り戻していただくよう頑張ってください」とか、町長はじめ我々職員に対する激励のお言葉などもいただいております。浪江町を応援したいということで、町長にお任せで寄附をいただいている方ということで、そういう思いをしっかり受け止めて、有効な事業に充当をさせていただきたいと考えております。

クラウドファンディングの研究につきましては、現在、数社、そういったことをやっているところを比較検証しております。どちらのやり方が浪江町には合っているのか、浪江町として効果的な事業をできるのかということで比較検討を進めているところでございます。できれば、なるべく早く事業化をして、そういった寄附の仕方も導入をしていきたいと考えております。

子ども議会の予算化につきましては、来年1月から予算のヒアリングも始まることから、ヒアリングの際、子ども議会でご提案をいただいた事業に何か関連づけられるものがないか、そういった視点を持ちながら予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 町の花コスモスを道の駅、公園等、人の集まるところに可能であれば植栽をというようなご質問でございますが、それぞれの施設の植栽の状況とか、あとは管理の状況などそれぞれの施設の状況を踏まえまして総合的に判断したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再質問で回答いただきましたので、再々質問は

ありません。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平本佳司君） 以上で、5番、小澤英之君の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩します。

（午前10時16分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時30分）

◇ 松 田 孝 司 君

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君の質問を許可いたします。

12番、松田孝司君。

[12番 松田孝司君登壇]

○12番（松田孝司君） 12番、松田孝司と申します。

改めておはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

質問方式は一問一答方式で、質問事項は通告書に沿って質問をさせていただきますと思います。

さて、昨年の12月に引き続き1年ぶりの一般質問になりますが、早いもので、町も避難指示の一部が解除されてから7年目。6年と9か月に入りました。私もふるさとに戻って5年と5か月が過ぎ、6年目も半ばを迎えようとしています。その中で、自分が感じたことや周りの方の思いを質問したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、町内生活環境についてですが、地域スポーツセンターで先日、町政懇談会が行われた際、ある区長さんから質問がありました。公営住宅に入居している方や移住された方、別な行政区から新たに住んでいる方など、地区内に住んでいる方々の情報がなくて困っているとのことでした。

東日本大震災原発事故で避難した際、二本松に仮事務所を開設してから、避難所からホテル・旅館などへの二次避難、そして仮設住宅へと避難生活をしてきたときも、町ではすぐに連絡体制を取っていたと思います。

ただ、避難指示の一部解除で町民の帰還や移住などで、少しずつ町内に住む方も増えています。もう7年目も半ばも過ぎ、いまだ地域のコミュニティづくりが進んでいないように感じられます。確かに行政区は以前のままの中、なかなか新たなコミュニティづくりも

大変かと思えます。

昨年12月の一般質問の際も同じく質問しましたが、なかなか住民のコミュニティづくりは進んでいないように感じられます。避難指示の一部解除からもう8年目に入ろうとしていますけれども、町内に住んでいる方のコミュニティづくりをどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

町内の居住人口につきましては、10月末現在で2,116人と、一部避難指示区域の解除移行、徐々にではありますが、町民の皆様の帰還、または移住により増加傾向でございます。

しかしながら、町内のコミュニティについては議員おただしのとおり、いまだ醸成されているとは言い難い状況であり、町といたしましては、町内コミュニティ再生支援事業による町内にお住まいの方への訪問、イベントの運営支援や参加の奨励、自主防災組織の設立支援といったことを実施しております。

コミュニティの再生なくして町の復興を成し遂げることはかなわないと考えており、町内居住者の新たなコミュニティ形成の一助となれるよう、今後、町内の話題の共有やコミュニティづくりに関する情報提供の在り方を研究してまいります。

加えて、今、議員のほうから質問の中でお話がありましたが、震災前、今、議員もご自宅にお戻りでしょうけれども、震災前のコミュニティのような形は、今、望んでも望めないのが事実であります。2,000強というような今、帰還している、そして住んでおられる町民の方々を考えると、その時間軸の辻々でコミュニティは、ある意味、形成については柔軟に対応する必要があるかと思っています。その点から、情報の共有というものに力を入れて研究してまいりたいというような考えでありますので、どうかひとつよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 本当になかなか難しいと思えますけれども、やっぱりコミュニティづくり、早めにしないと、もう7年もたって、8年目に入ろうとしているとき、やっぱり地域に戻ってきた人、本当に大変な苦勞をかけてと思うんです。ただ、今日、明日、公営住宅とかすぐ自治会立ち上げて、それをまとまってやる。あの中にも各行政区から集まって、寄せ集めと言っては悪いんですけれども、集まってすぐやる。その隣組みたく、こうやってやっぱりいろいろ

つくってやっているんですね。

ただ、現在、自分のところに帰ったところは、やっぱり行政区、今までの行政活動はどうしても無理なんです。行政区長さん自体がもうよそに避難して、うちの地元で、はっきり言って今年4月、一応区長の要請ありました。悪いけれども断りました。避難している人が9割以上いる中、地元に残っている人、区長やったんじゃ駄目だよと。やっぱり避難している人の思いを伝えるために、やっぱり区長は避難している人がやるべきだと私、断ったんです。

ただ、いかに町に戻っている人のコミュニティ、なかなか本当に難しいんですね。新たなコミュニティづくり考えていく場合、どうしても避難している人の考えで、町を中心にして考えられないかもしれないですけども、ただ、今後、予算化するに当たっても地元に住んでいる人の意見を聞いて、今度、予算を立てていくべきだと思うんですよね。だから、やっぱり、町政懇談会もいいんですけども、逆に言えば、住民懇談会などそういう考えもいいのかなと私は思っています。

だから、今、各地区の防災コミュニティセンターが設けられています。そこで、各地区の座談会など催す考えなどを検討していただけないですか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 先ほどお答えしたとおり、今の浪江町の本町の帰還状況を含めた居住状況を踏まえると、柔軟にコミュニティ形成については考えていく必要があるというようなお答えをさせていただきました。それと同様な考え方で、区長をお受けする、受けないというのは、その件については個人の考えでありましょうから、町民全体の、町内でお暮らしの町民、そして町外にご避難をいただいている町民等、踏まえた形のコミュニティ形成が必要かと思っております。

行政区のお話がありましたが、行政区等の今の見直しをかけずに今の状態の形で進めていることも、帰還困難区域や様々な今の浪江の状況が、町内の状況があるからこそ、今、継続しているものもあるはずで、それらと連携しながら、踏まえながら、共有しながら、行政区含めて、その地域地域のコミュニティについても今後検討してまいる考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 本当になかなか難しい状況だと思います。ただ、今、町では移住・定住を推し進めていますけれども、移住・定住者

は何が一番か。やっぱり地元のつながりが結構大事なんですね。地元のコミュニティも取れてない状況で、移住・定住者が聞く人がいないんですよ。やっぱり、そうやってある程度まとまって動いてやっていると、今後大変な状況になると思います。

あと、私は持論ですけれども、行政区とは今ははっきり言って、絆残しの行政区だと思っています。だから、町としてこれから今後進めていくには、住民をやっぱり住みやすい町にしていくのが基本だと思います。いかにその住んでいる人たちの住民でコミュニティを取って、その意見を吸い上げるのが行政ではないかと思っています。

先ほど、議長が言いました要望ならあまり質問もしたくないんですけれども、現状は本当に難しいと思います。ただ、新たなやっぱりコミュニティづくりを早いうちから考えていくべきだと思います。やっぱり住民の意見を聞く場を設けるべきだと思います。

いろんな催しをやって、女の人って、はっきり言ってどこでも自由自在に動ける人たち。男の人って意外と家から離れにくい人は多いんですね。ただ、公の座談会等は出てくるかもしれないですけども、やっぱりいかに男の人たちの動きを活性化させるのもやっぱり町で考えるべきではないかと思っています。いろいろな催しに出ても、やっぱり女の人が9割以上占めています。だから、もう少し男の人たち、やっぱり地元のコミュニティづくりとか、そういう場だと男の人たちも出られるんじゃないかとは私は思って、昨年と同じ質問しましたがけれども、本当に早めに何か取組体制を進めていくべきだと思います。

後の質問になりますけれども、住んでいてこそ分かるものは結構あるんですよ。ただ、役場職員の人たちも昔は町に住んで、やっぱり休みの日はいろいろ地元の共同作業とかやっていたと思います。ただ、今は休みになっても、やはり結局そういうつながりがなくて、結局、正規の声を吸い上げられないと思うんですよ、役場職員の方。やっぱり早めにコミュニティづくりをやってほしいと思います。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

現在、町内居住者、移住者等も含め、先ほど町長言いましたが2,000人余りになっているようです。その中でも、町政懇談会でも意見が出ましたけれども、町内の高齢者宅に行くと、言われるのはやはり病院と特養、地元で欲しいという声が多いです。せっかくふるさとに不便な中、戻っても、何かあれば町外の病院や特養にお世話になるため、せっかく戻ったふるさとから離れるのがやるせないそうです。

避難指示解除の要件1、空間線量率で推定された年間積算線量が

20シーベルト以下となることが確実であること。電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること。このおおむね、ただ、帰ってきた人は、住民からすると元の状況を考えているんですよ。これを早く町で取り組むべきだと私は思っています。

だから、特にやっぱり医療・介護に関係する病院や特養について、現在、どう取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

医療につきましては、町内に浪江町国民健康保険浪江診療所を開設しまして、現在の診療科目は内科、外科、整形外科、小児科となっております。

今年度、町内の医療体制は大きく充実してまいりました。1つは訪問診療の開始です。6月に条例改正を議決いただきまして、浪江診療所かかりつけの方で通院が困難となった方について、8月から訪問診療を開始しております。

2つ目は小児科の診療開始です。小児科は今年9月から診療を開始しております。現在、月1回の診療となっておりますが、担当医師はオンライン診療にも意向を示されておりますので、必要な補正予算を本議会に上程させていただく予定です。

3つ目は調剤薬局の開設です。今年10月より民間の大手調剤薬局に進出していただきました、これにより医薬分業が大きく前進し、専門性が高まりますとともに医師の処方選択肢が増え、小児科など新たな診療科目にも対応が可能となりました。また、町民が町外の調剤薬局まで行かなくてもよくなるなどの利便性も向上しております。

今後も引き続き、町内の医療体制の充実に努めてまいります。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 特養についてのご質問にお答えします。

特別養護老人ホーム等の設置については、町政懇談会以外の場でも要望が多く寄せられている事項となっており、また双葉郡内など避難地域全体を包括した介護体制の整備が必要であるため、町としても継続的に検討してまいります。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 確かに現状の2,100人ぐらいでは、はっきり言って厳しいのは確かです。ただ、病院にしたって、やっぱり24時間、医師がいないのでみんな不安があるんですね。やっぱり子供とか夜、

熱を出したとか、診療所も結局やっても3時半まで受付ですね。やっぱりできるだけ24時間開設してあるところ、何か大野病院とか今、進めていますけれども、地元で病院が欲しいというのは切実な問題なんです。

あと、町で復興計画3次では、2030年に8,000人の規模を目指しているといっていますけれども、あと、それ以降にF-R-E-Iで5,000人規模のやっぱり増えるんじゃないかと予測もされています。合わせて1万3,000です。ただ、現実には1万七、八千人かなと思うんですけれども、それだけの予測をもって町でも、やっぱり今すぐじゃなくても近い将来、要望を、事業者に対して要望を進めていくのが一番肝心かなと思っています。今じゃなくて先へ進めて、やっぱり8,000人の規模になればある程度、特養とか病院も採算性が取れるんじゃないかと私は思っています。そうやって先に要望とか進めてほしいと思いますけれども、町でどう考えていますか。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 病院と老人施設、特老のご質問だと思います。

将来の当町の2030年、そしてF-R-E-Iが立地することによって、その人口増加に伴った病院や老人介護施設、特老施設の充実を今から検討すべきであろうというご質問かと承っております。

議員のおただしのおり、そういった形で町民が安心するのも当然のことと私は受け止めております。ただ、しかしながら、今の2,000人の状況で病院がここでペイできるかということになると、恐らく厳しい状況でしょう。そして、この双葉郡の医療再生の計画の中には今後、設置される県立大野病院が核となった形の、この広域的な事業が今、計画されているところであります。その大野病院と当町の診療所の連携が非常に重要になってくるかと思っております。

その上に立って、今、診療科目を増やしていく。小児科の先生においでをいただく。また、先ほど議員からお話があった24時間というものに対応するにはある意味、電話で、今後システムが明確になろうかと思っておりますが、24時間体制のオンラインの診療についても今、研究検討を進めているところであります。

町当局にあっては、議員おただしの医療の充実、現在できるものの充実を間違いなく図っていく、その努力を今しているところであります。大きな病院経営については、今の段階では、今の状況では厳しいかと思っております。ただし、今後の復興の状況によっては、民間医療施設が当町に施設が開業することもあり得るものと思っております。ただし、今、町が整備した形の病院経営については、これは厳しい状況かと思っております。

老人施設についても、特老についてもそうです。これらは幾つかの課題がありますが、特老で働いていただける方々がこの浜通り、いわきを含めて新地までの浜通り地域では非常に偏在をしている状況であります。当町を担っていただいた施設等についても、職員が見込めないために稼働率がある意味、上がらない状況もあろうかと思えます。それは双葉郡の施設も同様かと思えます。

また、稼働率のお話をさせていただければ、この双葉郡にあっては5割がある意味、高いほうであって、それ以下の施設の稼働です。あらゆる様々な理由からそうなっておりますけれども、利用者がどれだけいるのかというようなこともあろうかと思えます。特別老人ホーム、特老についても、当町について、必要なものは必要であろうと町長として考えておりますが、何せ経営が成り立たない、利用者が少ないというのが現実であるということも、議員もお踏まえになった形で、今後ともこれらについてご意見をいただければと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 今、病院も福島といえば全国でもあったように、病院数が少ないと言われております。特養もやっぱり働く人は結構厳しいんですね。ただ、町として、やっぱり現実には厳しいけれども、町としてできるように取り組んでいると、そういう姿勢を示してほしいと思えます。やっぱり現実が厳しいのは確かかと、みんな分かっていると思えます。

できれば人が増えればという、やっぱり目標を持って、いつできるかはっきりと分からないと思えます。ただ、事業所は採算性がないと絶対無理ですから。例えば町として、やっぱり戻ってきた人を安全・安心を与えるにも、町でも動いているけれども現状は厳しい。こういう声を出すだけでいいと思うんです、逆に、現実。ここ1年、2年で造れとは、みんな思っていないと思えます。近い将来、人が増えれば、できるならそういう思いを持たせてくれればいいのかなど。こんなこと言ったら怒られるかもしれませんが、私はそう思っています。やっぱり声を上げて、いかに町民の方、町が取り組んでいるんだ、ってそういう姿勢があればいいのではないかと思っています。その点、いろいろ検討をお願いしたいと思えます。

次の質問に入りますけれども、町内の管理灯、特に防犯灯は避難する前のまま設置されています。有効に使われているならこんな質問する必要はないんですけれども、私の住んでいる行政区は皆さん、ご存じのとおり、以前田んぼだったところや宅地跡にソーラーパネ

ルが設置されています。

その宅地跡周辺の管理灯がそのまま設置されています。年間の電気代、幾らにもならないかもしれませんが、何も無いところに灯りをつけていてもどうしようもないと思います。それをやっぱり不要と思われる管理灯を、県道落合浪江線など必要と思われるところに移設したほうがよいのではないかと思いますけれども、検討の考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

現在、設置している防犯灯について、町側のみで撤去を判断することは難しいと考えておりますが、地元行政区等からの撤去及び移設の要望があった場合は状況を確認して対応しております。また設置については、新たに防犯灯の設置要望がある場合は職員が場所の確認をして、設置が必要かどうかを検討してまいります。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） この質問書をつくっている段階では分からなかったんですけども、日曜日に区長さんと会って、先週、役場と立ち会って、落合浪江線上にやっぱり防犯灯、管理灯を設置することに決まったと聞きました。

ただ、設置するのはいいんですけども、課長も同じ行政区だから分かると思うんですけども、結局住んでないところに灯りがあっても、やっぱり動物たちのたまり場になるんですね。だから無駄なものは省く。1円でも2円でもやっぱり要らないものは要らないと。やっぱり住んでいる人の意見もある程度聞いてほしい、設置してほしいと思います。

次の質問になりますけれども、ふるさとに戻ってから、先ほども言っていますけれども、6年も半ばに入っています。そこで、当初から野菜を作り、何点か役場で放射能簡易分析検査をしていただいています。当初はイノシシに本当に手を焼いていましたけれども、電気柵を設置してイノシシによる被害は少なくなり、イノシシ自体も少なくなっているようです。

ただ、ここ二、三年ぐらい前から猿やカラスなどの被害が多くなっています。町でも猿対策の講習会も行っていると聞いていますけれども、現在、猿対策に有効な方法があるのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

ニホンザル管理対策は、ニホンザルが居座る環境を減らすことが有効な手段であるとされております。人の生活圏で目撃された場合、

地域の方が追い払いを行い、人と動物のすみ分けを積極的に図ることが重要です。

町では、町民の追い払い花火の配布、講習を通じて、ニホンザルの生息等の理解促進を図るほか、モニタリングによる群れの行動範囲の把握や、必要に応じて頭数を減らすための捕獲事業や、誘因物となる放置果樹伐採を行ってまいります。また、出荷を目的とした畑作農家に対してワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせた柵の設置を推奨し、被害防止のサポートを行っているところです。

本年度は、特に川添、小野田地区での目撃情報が寄せられ、例年より多くの追い払い花火を配布したほか、職員が定期的に見回りを実施したところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 猿って一番本当に怖い動物ですね。イノシシだったら親子連れで来ても、やっぱり子供とか逃がして、それから自分も逃げていきます。私も避難してから何回かそういう家族連れイノシシと会いました。確かに親イノシシは向かってきます。だけど、やっぱり家族を逃がしてから自分も逃げていきます。

イノシシはいいんですけれども、猿の場合、私も先日、うちのイチジクの木にボス猿が来ています。2メートルぐらい行っても逃げません。ほんと猿の場合、怖いです。向かってきたら、あの爪に傷つけられたらどうしようもないです。猿も大勢でいて、群れで集まってやっぱり威嚇しても、ボス猿の言うことを聞きます。

あと、大分県の大分市では猿だけの動物園もあります。開設して70年になります。一つの山を猿の動物園にしています。それで年間15万人くらいの集客性もあるそうです。

ただ、町ではこれは無理として、こういう殺すのは駄目だったら、やっぱり部分的に山に放し飼いとか、そのように囲って管理する方法もいいかと思えますけれども、今、答えろと言っても結構難しいと思うんですけれども、殺せないならそうやって集めるのも一考かなと私は思っています。

だから、やっぱり国にも要望するようにして、できればなと思っていますけれども、考えようではそういう考えもあるんですね。動物園にしちゃって、集客して金を、維持管理の餌代とかにやると。現実に大分市の高崎山って、皆さん知らないかもしれない。大分マラソンでやっぱり高台に高崎山ってよく、私、好きで見たんですけれども、あの一つの山自体がもう猿の動物園になっています。殺せないならそうやってやっぱり捕獲して、1か所に集めてしまうのも

一考かなと思います。

町で、県に一応そういう意見もあったって伝えてもらえませんか。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 今のご提案があったということを伝えることはできると考えております。また、この地域ではやはり猿の生息域拡大しておりまして、行政だけの対応でもなかなか難しいところあります。いろいろなご提案がありますが、やっぱり地域の皆様との連携も重要と考えておりますので、関係機関としっかり連携をした中で何ができるか、より効率的な対策について進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 何とか被害がないことを私は願っているばかりです。野菜をみんな動物に食べられて、自分の食べる分がないんですね。イチジクなんて、はっきり言って食べる間に猿が来て食べていきますから。本当に明日取れそうなのが、次の日行くと猿に食われてないです。やっぱり、あと農家の戻っている方もやっぱり野菜作りとかしていると思うんですね。今、カラス自体がジャガイモも掘って食べていく状況です。なるべくできるだけ安心して暮らせるようにしてほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、景観行政団体についてですが、8月の全員協議会の中で担当課から説明がありましたけれども、現在、町では景観行政団体に移行するんですとのことですが、景観行政団体でできること、景観計画に地域の良好な景観の形成に関する方針や基準などを定めることにより、建築物や工作物のデザインや自治体などに対して届出勧告を基本とした規制誘導を行うことはできるとのことです。県内では、市では郡山市、福島市、いわき市、会津若松市、白河市、喜多方市、町では南会津町と三春町の6市と2町村みたいです。

質問になりますけれども、景観行政団体になることでどういった施策を考えているのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

当町が現在進めています浪江駅周辺整備事業については、デザインの力による復興まちづくりの一環として進めております。このため、事業区域の隣接地への無秩序な開発整備や景観を阻害する建築物等の建設が懸念されていることから、今後、景観法に基づく景観計画を定めまして、建築物の高さや色彩等を制限することにより、

重点地区として市街地全体の景観を保全してまいる考えでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 次の質問に、やっぱり町内全域も今、景観を考えているとのことですが、先ほど5番議員言いましたけれども、やっぱり全町にコスモスを住民に声をかけて、そういうのも景観に入ると思うんですね。そういうのも考えていくのもいいかと思えます。

あと、景観だけじゃなくて全体を、まず標識とか一体化することになると、いかに浪江町に入ったら、ああ変わっているなど、それを見せるのも一考かと思えます。規制をかけるんじゃなくて町全体を景観地区として取り組むのも一考かなと思っています。

それじゃ景観地区に入ると、やっぱりいろいろと規制とか縛りが出てきます。町の公共施設などやっぱり看板とか統一するなどして、町は違うんだなど。あと、質問しますけれども、やっぱり観光によって、こういういろいろ、例えば看板、きちんとした看板に統一するのも景観に入るのかなと思っていますけれども、そういうのは入りますか。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えします。

現在、県の景観条例が町全域に適用されておりまして、引き続き古くからの歴史、文化や気候、風土等将来に向けて引き継ぎながら、保全してまいる考えでございます。ただ、この景観計画にはコスモスや看板、工作物等は含まれておりませんので、まずは建物のほうから景観を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 町でも取り組んでいる状況ですから、まだつかめない。結局、やっぱりできないと分からないことも結構多いと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

次は、モニタリングについて幾つか質問させていただきます。

まず、現在、町内にモニタリングポストが92か所設置されていると町のホームページに記載されていますが、モニタリングポストの設置期間ですが、多分、原子炉の廃炉が完了する頃までかなと思っていますけれども、忘れたのか分かりませんが、議会に原子力規制委員会から説明はなかったのではないかと思います。

モニタリングポスト、今後どれくらいの期間、設置予定なのかお

伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

管理主体であります原子力規制庁に確認しましたところ、期間については未定とのことでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 未定ということですが、最低、廃炉予定までは設置します。やっぱり要望として、町として要望を出すべきだと思いますけれども、そういう検討はないですか。せめて原子炉の廃炉が完了するまでは最低限設置してほしいという要望はできないんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 設置の期間につきましての要望等は特にいたしません、管理監督庁であります原子力規制庁が適切に判断すると思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 平成28年だと思ったんですけれども、避難地域以外の中通りとか、平成28年に撤去するといって大騒ぎになったことがありました。それで、あとそのまま残っているところが結構多いと思うんですけれども、町としてやっぱり廃炉終わるまでは設置してもらえないと、精神的に住民の方も不安だと思うんですね。できるだけ、このままの状況でしてほしいと思います。

あと、次の質問ですけれども、モニタリングポストの設置場所ですけれども、大部分が公用地に設置されていると思います。ただ、民有地に設置されている箇所もあると思いますけれども、モニタリングポストで町内の民有地に何か所ぐらい設置されているのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

現在、民有地には20か所設置されております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 何か民有地に20か所立っていることですが、民有地に設置されている場合、賃貸契約とか使用賃貸契約など必要と思われますけれども、私は、電話で設置させてほしいと言われ、承諾をしてから一切連絡を受けていません。モニタリングポス

トを民有地に設置されている場合、地権者に対して今までどんな対応をしていたのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

モニタリングポストにつきましては、現在は原子力規制庁の管轄ですが、遡ること平成24年3月頃に、当時の管理者でありました文部科学省より、モニタリングポストの設置場所選定や地権者同意が町に依頼され、行政区長に相談するなどしながら進めてきたと聞いております。

当初、町内一円の町有地で検討したところですが、人の目につきやすい場所という観点から、一部は集会所や屯所などの敷地など一部民有地にも設置をされて、その際は電話や口頭での依頼に了承をいただき、町として特に地権者の方々と契約の締結といった書面での取り交わしはなく現在に至ります。

当時、交わされた覚書には、市町村の役割として設置場所となる、無償で使用できる土地を確保することとなっておりますが、今回、議員のおただしにより、借地をしてモニタリングポストを設置しているところで、書面による契約が交わされていないことが発覚しましたので、承諾の是非も含めて今後整理させていただきたいと思っております。よろしくお祈いします。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 分かりました。

やっぱり行政として契約書も取り交わさないで電話だけで、後は何も連絡もないって、何考えているのかなと私は思いました。だから、一方やっぱり金云々じゃない、使用賃貸だと金一切要らないと思うんですね。だから、よろしくお祈いしたいと思ひます。

次の質問ですけれども、モニタリングポストの周辺の管理。設置管理者は今まで草刈りなどの周辺整備を一切行っていません。やむを得ず地権者がやっているのが現状です。モニタリングポストの周辺管理、どう対処しているのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

町の主体的な管理ではなく大変恐縮でございますが、規制庁による1年に1回の点検時に視認しづらい箇所の除草は行っていると聞いております。また、町に見えづらい、数値が表示されていないなどの連絡があった際は当課で確認しまして、規制庁に連絡を取るなど適宜対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 今年は猛暑で草刈り回数は4回から5回やっています。これ合わせて、ただ、何か点検で年に1回か2回来ているみたいですが、周りをちょっと倒したくらいで管理してないんですよ。うちの前は町道です。私が、道路の見栄えが悪いから草刈りしていますけれども、やっぱりせめて管理ぐらい、周辺管理ぐらいしてほしいと思います。厳しく要望をお願いしたいと思います。

あと、次の質問に入ります。

次、F-R-E-I周辺整備ですけれども、今回、F-R-E-I予定地として24.5ヘクタールの面積を準備していましたが、そのうち16.9ヘクタールが決定し、その面積で計画が進んでいるようです。残りの土地7.6ヘクタール、そのまま全部取得を考えているのか。取得した場合の用途をどう検討しているのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

F-R-E-I予定地の南側の用地、残りの土地につきましては、F-R-E-Iに近接している強みを生かした活用方策が重要であると考えております。現在、その活用方策につきましてはF-R-E-Iとの連携を意識しつつ、町内の生活環境の充実を図るための活用や企業等を誘致するための活用なども含め、町役場内において様々な議論を行っているところであり、国が年度内に取りまとめるF-R-E-Iの施設基本計画等を踏まえながらしっかりと検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 今朝、新聞で、大熊町で大阪大学のキャンパスが来年度からできるようなこと、新聞に載っていました。だから、せっかくF-R-E-Iの予定地の周辺も大学とか声をかけて、研究施設として、研究拠点として構えるのは一考かなと私の単純な考えです。

大学でも声をかければ、そういう放射能に関することやいろんなことに対して、やっぱりこういう研究都市みたいなものをつくるのも一考かと思っています。そういう検討はしているんですか。まだ、具体的にそれは出すことはできないのかな。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

具体的な検討につきましてはこれからとなりますけれども、議員

ご指摘のとおり、今後、F－R E Iとの共同研究を担うような企業でありますとか、大学等の活動拠点になるような、いわゆる貸し事務所の整備につながるような土地利用についても検討しておりますので、今後、先ほどと繰り返しになりますけれども、国が進めるF－R E Iの施設基本計画を踏まえながら、町としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） だんだん、やっぱりF－R E Iって、周知は全国に知れ渡るといろんな会社とか大学とか希望者が出てくるのではないかと私は単純に思っています。やっぱり、より住みやすいまち、そういう研究施設が1か所にまとまるのが一考ですし、そう進めてほしいと思っています。

次の質問になりますけれども、F－R E Iがここ数年、線状降水帯、先ほども小澤議員が言いましたけれども、各地で発生して部分的な大雨被害が多くなっています。F－R E I予定地でも現状の状態では大丈夫かもしれませんが、F－R E I周辺の避難場所として浪江防災コミュニティセンターに通じる避難道路の拡幅工事などの検討を考えるべきだと思いますけれども、予定しているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

先般、9月の議会でもお答えしたことの繰り返しではございますが、F－R E Iの整備が予定されている川添地区より浪江防災コミュニティセンターにつながる道路につきましては、今後のF－R E Iや駅周辺事業に合わせて浪江インターチェンジや国道6号からのアクセス道路の計画をいたしますので、この中で本路線の改良についても総合的に検討いたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 防災コミュニティセンターというのは、やっぱり大型バスとか大型車両が交差できるぐらいの進入路がないとどうしようもないと思うんですね。いざとなれば、あんな狭い道路で交差もできない。結局、被害が目の前に追っかけてくるのに、やっぱり道路が狭いとどうしようもないと思います。

各防災コミュニティセンターも、やっぱりできるだけ大型車両が通行できるような道路を早急に取り組むべきだと思っています。これは要望になるかもしれないけれども、やっぱり住んでいる人たち、

F－R E Iの管理者とか近くの方、いざとなれば逃げ出せるところの道路が狭いとどうしようもないと思う。今後、検討して行ってほしいと思います。

次の質問になりますけれども、町内の名所旧跡について、感じていることを質問させていただきます。

昨年12月、同じような質問をさせていただきましたけれども、まだ検討していないとのことですが、再度お伺いしたいと思います。

町内にはいろんな名所、旧跡、遺跡などが数多くあると思いますが、現地に行っても標柱や説明文、案内文もないところが多く、自然と埋もれ、消滅のおそれもあるのではないかと考えています。せっかく今まで残っている史跡、名所、旧跡を後世に残していくべきはないかと私は考えています。

教育委員会にはいろんな史跡、名所、旧跡などの詳細な資料が残されていると思います。その貴重な資料も簡潔な説明文や案内文が現地に設置されていれば、町民の方も散歩などの時に現地で確認できるのではないかと考えています。

名所、旧跡や旧小中学校跡などに案内文や説明文を設置する考えがないのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

指定文化財になっていない名所、旧跡、旧小学校跡地、歴史的に貴重な碑文、史跡等も数多く残されているのではないかと考えられますが、案内板設置につきましては専門家等に聞かないと判断できない部分もあると考えております。まずは、管理者、所有者から相談があった場合などについて、専門家等の意見を聞きながら、設置が必要かの判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） すみません。先ほども行政報告書で町長は言っていましたけれども、東武トップツアーズの観光に取り組んでいるとお聞きしていますけれども、ただ町の施設というのはそんな大きい施設だけじゃなくて、小さな施設にもいろいろ貴重なものがあると思うんですね。地権者とかに聞くのも確かですが、町の教育委員会で把握しているなら、これが必要なら、悪いけれども、全部拾い出して、やっぱりここに案内板とか説明文を設けるべきだと思うんですね。

そうすると、そういう小さな遺跡でも貴重な資源いっぱいあると

思うんですよ。大堀小学校跡の土井晩翠さんの歌碑、県内で5か所ぐらいあると聞いていますけれども、あれだって説明文があれば、県内で興味のある方は来て、どこにあるんだってみんな探している状況なんですよね。やっぱりそういう現地に残すのも一手かと私は思っています。予算的に、そんなにかからないと思うんですね。何百万も何千万とかかからないと思うんです。この史跡に対して大きな看板は、要らないと思うんです。簡潔な、本当に分かりやすいものでいいと思います。

あと、新町ふれあい広場とか、ああいうのですね。あそこにやっぱり行政区の権現堂のいわれとか、こういうのも案内標識置くと、そこ見て、トイレ行って休んで、権現堂って、こういういわれだったんだなと町民の方も理解できると思うんですよね。やっぱり現地に残すことを考えてほしいと思います。貴重なものを教育委員会でしまっておくんじゃなくて、やっぱり公に少しずつでも出してもらわないと。そうすると結構いろんな方が外に出歩くと思います。そういうふうに、できる限り検討してほしいと思います。

また改めて、後日、何回か質問させていただきませうけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますけれども、名所、旧跡や旧小学校跡など町内歴史マップを作成して配布すれば、町民の方など町内を歩き回り、健康づくりなどにも生かせると思ひます。名所、旧跡や旧小学校跡など町内歴史マップを作成する考へがあるか、再度お伺ひします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答へいたします。

議員おただしの町内歴史マップの作成についての考へですが、マップがあれば地元の方や町外から訪れた方が、散策しながら町の歴史を学ぶことができるのではないかと考へております。町でも指定文化財、埋蔵文化財、神社・寺院等を記載してある浪江町文化財分布図を平成19年度に改訂してありますが、その後、更新してありません。現在、埋蔵文化財の発掘調査も進めていることもあり、新たな宝蔵寺も確認されておりますので、浪江町文化財分布図の改訂も必要であるとの認識でおります。

それとは別に、福島県観光物産交流協会で実施している、歩いて楽しむ復興探求フットパス事業というものがあり、こちらにつきましては、森林や田園地帯、古い町並みなど地域に昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩くことがコンセプトになっております。

昨年度、田村市の都路地区、葛尾村、川内村で、地域の自然、名

所等を散策するフットパスコースを作成したと聞いております。また、先日浪江町内においても県、市町村職員、町民、マスコミ等約40名の関係者で、試験的にはありますが、フットパス事業を実施しております。そのような事業とコラボしたマップづくりができないかなども含め、今後、町内において町並みが大きく変わってくるなどから、作成に向けて関係者等と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 浪江町に2,100人で、実際帰っている人は1,500人ぐらいだと思うんですね。1,400人か、1,500人までいかないと思います。そして、高齢者でこの地元の史跡・遺跡を分かる人は少なくなってきたいるんですね。だから、悪いけど、逆に言えば行政区単位ごとのこういう史跡・遺跡マップを地元の区長さんとかお願いして、そういうのを拾い出すのも一考かと思うんです。町で分からない遺跡も結構あると思うんです。

あと、私の住所、乱塔前という住所なんですけれども、こういう変わった字もあるんですね。そういうのは何かいわれがあると思うんですよ。それ、今のうちやっておかないと、高齢者が、だんだん亡くなってしまおうと、だんだん遺跡・史跡も分からなくなってくるおそれもあると思うんですよ。町でそういう方法も取り組んでほしいと思っています。

どこにいても、浪江町民ってよく言っていましたけれども、ただ現在は住民が一番大事ではないかと思っています。今後の町をつくるのは住民です。町民の方であれ、やっぱり避難している方はどうしても避難した場所にだんだん住むようになっていくかと思えます。やっぱり住民をいかに増やすかという取組にも、やっぱり観光施設もそうですし、住民のコミュニティを広げる。あと住みやすいまちづくりを、やっぱり住んでいる人たちの住みやすさを求めていくべきではないかと思っています。

私の一般質問を終わらせたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平本佳司君） 以上で12番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため13時00分まで休憩いたします。

午後1時から再開いたしたいと思います。

（午前11時23分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時00分）

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可を得ましたので通告に従って質問をさせていただきます。方式は一問一答方式でよろしくお願ひします。

議長より質問に徹するようというご注意を最初にいただいておりますが、ちょっと質問の趣旨をご理解していただくために少し前置きが長くなりますけれども、ご了承ください。

今現在、浪江町は吉田町長就任以来、町長が培ってきた国・県との独自のパイプを駆使して、本当に町民に目に見える形で様々な復興がなあって、非常に将来の浪江町が明るいというイメージをしているところですが、質問事項の2で、F-R-E-Iについての考え方などを今日はちょっとお聞きしたいと思っておりますが、ただ、浪江町が大きな変貌を遂げているにもかかわらず、若干町内の環境整備に関しては少しちょっとこう綻びが見えてきているのかなというイメージがありますので、今回の質問をさせていただきたいと思ひます。

それを踏まえて、今回の質問をするに当たりまして、9月の23日に地域スポーツセンターのほうで開催された町民懇談会において、町民の方から道路周辺の雑草と支障木についてのご意見がありました。さらには、私どもで開催させていただきました11月18日、十日市祭のときなんです、議員と町民の交流会においても道路周辺の雑草と支障木の同じようなご指摘をされたので、今回こういったことで少し解決策をお互いに見いだしたほうがいいのかと思ひて質問させていただきました。

町の回答は、住環境整備として通行に支障がある樹木の刈払いを実施し、町内の道路脇の草刈りは2回しているという回答をしております。

私どもの議員の交流会のときも、私も同じ答えを町民の方にお答えしました。でもなかなかこう納得していただけるような感じではなかったので少し質問させていただきます。

1番の質問なんです、これ再確認になるんですが、国道及び県

道の雑草と支障木の管理は、どのようなタイミングで誰の判断で実施されるかをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

国道及び県道の除草については、各道路管理者が除草業務を発注し、年2回実施しております。

支障木の管理については、苦情や要望があった場合や各道路管理者がパトロール等により道路管理上必要と判断した場合は伐採等の対応をしております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、建設課長がお答えになったとおりでというのは分かっていたんですけども、国、要するに国道及び県道において、作業をやりますよとか終わりましたよという報告は、町のほうには入ってきているのかどうか確認します。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 国道及び県道については、各道路管理者が管理しており、町が定期的に確認等は行ってはおりません。ただし、町が町道パトロール実施した際に、県道において通行に支障がある箇所を確認した際や、町民による苦情、要望があった場合は、町が国・県へ報告を行っており、その後の対応を確認しております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと併せて、このところもう一回やるんですけども、その前に町道の、要するに町の道路の雑草と支障木の管理は、またこれ同じようにどういうタイミングで誰が指示してやっているのかというのをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

町道の除草については、業務所管の建設課が除草業務を発注し、年2回の実施をしております。1回目は7月から8月、2回目は9月から10月にかけて実施をしております。10月にかけて支障木の管理につきましては、苦情や要望があった場合や、パトロール等により道路管理上必要と判断した場合は伐採等の対応をしております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） それでは、県道と町道の併せてなんですけど、ちょっと……

[何事か呼ぶ者あり]

○11番（渡邊泰彦君） まず、資料の1の国道の資料を見てください。それで、これ両方とも、この3枚の資料なんですけど、

○議長（平本佳司君） 渡邊議員、ちょっと一度ストップしてください。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午後 1時06分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時10分）

○11番（渡邊泰彦君） 申し訳ございませんでした。

それでは改めて、今配付になった資料の1の国道、ちょっと課長見ていただきたいんですけども、これの資料1の右上の写真、これは車道と歩道の間、設置されている縁石、すなわち境界ブロックのところなんですけど、ここの部分の草刈りがされていない。それで、この状況は町内各地で見られるんです。この歩道と車道の間、縁石ブロックのところは、多分ほとんどの箇所が草刈りをやっていない。

次に、その資料1の国道の左下と右下の写真なんですけど、これ雑草がガードレール越えているんですね。

最後の国道の左下の写真は、これ町内のごみ置き場がある箇所なんです。ごみ置き場のごみステーションが草に覆われている状況なんです。これは、草刈りが多分、国道と県道に関しては1回終わっている時期だと思うんですけども、環境整備の観点から、町はこういったことのチェックをしているのかどうか。先ほどのわざと聞いたのは、国道と県道はどういうふうなシステムになっているんですかという質問は、ここに実はつながってくるわけで、いかに県と国の事業だといっても、担当市町村がチェックしないと、きちんとやってなくても、やったで済んでしまうんです。だから町民からそういう意見が出てくるんだというふうに私は思っているんですね。

町道に関しては別に言いますけれども、これ建設課のほうできちっと県の事業だといってもやっているかどうかの確認はきちっとして、やっていなければきちっと要望出してやってもらうというようなことってシステム上できないんですか。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、県道におきましては、町が町道パトロール実施する際に、県道において通行に支障がある箇所を確認した際や、町民による苦情、要望があった場合は、町が国・県へ報告を行っており、その後の対応の確認をしております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君）　じゃ、結局、町民から何かが言われないう限り、全然チェックしないということだということなので理解していいんですか。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林 薫君）　町民からの要望、苦情、町の町道パトロールにおいて支障木がある箇所を確認した際に実施しております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君）　次に、資料の3、これは町道です。

町道でこれは支障木が出てきたところの箇所を3か所と、それと非常に、右下の写真はカーブの町道、カーブがきつい町道なんです。ここには、もちろん街灯も設置されていない、カーブミラーもない、町民の安全の観点からも、ここは支障木を撤去するとともに、標識、カーブミラー等の設置を要望するようになるかと思うんですが。

例えば、これ、町内で町道に関してはパトロールやっているんだというふうに課長お答えになっているんですけども、こういう見落としと言ったらおかしいですけども、こういう本当に危険なところというのは、当然パトロールすれば分かるはずなんですよね。町民の方々がこれ危ないよね、みたいなことを言われてからやるというんでなくて、やっぱりそのパトロールの体制、前から言っているんですけども、その辺でこういうものを解決していかないと、ずっと言われっぱなしだよ、これ多分。

その辺ちょっと課長、パトロールの体制を、少し方向を変えるところか、方法を変えるところかというような考え方になっているのかどうか、なるのかどうか、お尋ねします。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林 薫君）　ご質問にお答えいたします。

新年度からは道路パトロールの体制強化を図るとともに、国県道を含め、道路や歩道の円滑な通行に支障を来している箇所等を確認した場合には、適時適切に除草を実施するなど、町内の道路環境の維持管理をしっかりと今後は行ってまいります。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君）　その答えが必要だってこの質問をしたんですけども。ちょっとこれに関して、（3）、（4）と進んでいくんですけども、取りあえず今、その管理の方法を今ちょっと、町と今お話ししたんで。

ここからは、お願いはするなと議長には言われているんですけども、県道、国道、町道に関しては、幾ら国道と県道に関しては幾ら国・県の仕事だといっても、やっぱりその町が一番分かるわけな

んですよ、状況が。ですから、やっぱりその辺は建設課のほうできちんと国道、県道に関しても、作業が終わった後チェックするとか、ここやっていないよねと、そういう体制もつくっておいていただきたいということと、町道に関しては特にやっぱりパトロールを増やして、町道というのは本当に広い町道ってなかなかないんで、擦れ違うのもやつのところが町道って結構多いんで、その辺は小まめにパトロールしていただいて、いろんな部分の解消していただくようにお願いします。

2番目が、これは住民課になると思うんですけども、除草剤配布事業が臨時会を通過してこれから実施されるということで、これに関しては本当にありがたいなという個人的には今思っているわけですが、この事業の目的と狙いを再確認したいと思いますので、お答えください。

それと、配布予定数と予算金額の整合性についても詳しく教えていただきたいと思います。

さらには、これ4番目の半分まで質問が入ってきたんですけども、双葉郡ではこの事例の先進地があります。これ、課長ご存じだと思うんですけども、その町村と目的、効果、対策等の意見交換会をこの先進地区とやったのかどうか、ここまでお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、ご質問にお答えします。

まず、目的でございますけれども、町内の環境美化、町内にある宅地の適正管理の部分が大きな目的でございますして、その中でも、町民等が自ら行う町内の住環境美化活動を支援するため、町内の宅地の所有者に除草剤を配布するものでございます。

この夏は猛暑の影響で雑草の繁茂状況も例年以上であったということで、隣地である宅地の雑草の困りごとの連絡も、昨年より、昨年の3倍ぐらいいただいていたところでございます。

また、物価高騰や燃料費の高騰の影響で土地を所有される方、特に遠方から来られる方の負担は大きなものになっていると考えまして、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の生活者支援のメニューの枠を活用させていただきまして、実施するに至ったところでございます。

目的、狙いの部分でございますけれども、町民が自ら行う住環境美化活動の支援と先ほど発言いたしましたけれども、これを支援するに当たって、旧来よりやっている方にこういったところを配布するに当たって、さらなる新規の、これまで除草を行ってこられなか

った方が、除草剤を配布することによって新たにそういった気持ちを持ってもらうといった狙いも考えております。

次に、配布予定数と予算金額の整合性に関する質問でございますけれども、まず、先行自治体、先ほど双葉郡内の話が出ましたけれども、先行自治体とちょっと意見交換をさせていただいて、その配布実績がおおよそ、ベース、世帯なんかをベースにしていたようなんですけれども、そこの3分の1ぐらいの実績があるということで、そういったところを確認させていただいた上で、配布予定個数を6,000個といたしまして、その数量に想定単価を乗じて予算額の3,000万円を計上したものでございます。

この6,000個なんですけれども、当初世帯数でカウントしていたところもございまして、浪江町の住民基本台帳の登録世帯数が6,000世帯ほどございまして、そこの3分の1、おおよそ2,000世帯に上限3個まで配るという試算の基、はじいたものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、配布の量というか、予算に関してはよく分かりました。多分先進地のほうのあれでやったのかなというふうに私も想定はしていましたけれども。

その目的の件なんです、町内の美化と今まで管理をしていなかった方がこれによって管理していただけるんでないかなという、今、課長のご意見を聞いたんですけれども、その中で双葉町のほうでその配布事業に関する要綱が出ておりまして、この中ちょっと読みますと、宅地が長期間放置され、雑草の繁茂による荒廃が進み、防犯の観点から対策を講じる必要があると。町民自ら行う住環境の整備美化を支援することで、美しいまちづくりや帰還、移住意欲の高揚を図るとというのが最初の趣旨に入っています。

もう一方の富岡はちょっと目的が少し違って、町内に所有する宅地等に繁茂した雑草が、隣接する宅地に侵入するなど、所有者の適切管理が行われていない、そして苦情やトラブルが毎年発生しているんで、町のほうで除草剤を散布しますんで管理してください。

似ているようなんですけれども、その目的が、その除草剤を配布する事業の目的がもう違うんですよ。それでちょっと今改めて目的を聞いたんですけれども。

その浪江町が除草剤配布の目的とするのは、今課長が言ったことでいいと思うんですけれども、これ重点的に、何が本当に、ここが狙いだというのがちょっと見えてこないんですよね。町内美化とか

今までやっていない。

例えば、富岡みたくもう隣の人から文句言われるからこれはもう管理やってくれよなど、苦情が出ないようにしてくれなという目的でやっている。双葉町の場合は、きれいにすることによって、帰還者や移住者を増やすために管理してくれな。もう本当に目的を、ぴしっ、と決めているんですよ。

どうもやっぱり目的があやふやで。この除草剤を配布する事業自体は、私は大賛成なんです。ただ、目的を少し、もうちょっとしっかりして町民に配布しないと、なかなか駄目なんじゃない、効果がなかなか見えてこないなど。どういう効果が出たのかというのも分からなくなってしまうので、その辺ちょっとはっきりしてもらってわけいかないかどうか、分かりましたら。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ありがとうございます。

当事業の企画立案の段階で、管内の先進自治体と意見交換させていただいたときに、議員おただしのとおり、私どもで設定した目的以外の、いわゆる、ここは荒廃抑制、それから防火の観点から対策を講じるなんていう形でお話を聞き及んでいたところでございます。

そんな中で、私どものほうで環境美化ということで設定させていただきましたけれども、まさしく、おっしゃられるとおり、この雑草の件に関しましては、その多角的な面で様々な影響が出るということから、しっかりとそういった、今おっしゃられたところを捉えまして対応していただくような発信の仕方をこれから考えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長が今そういったお答えいただいたんで納得したところだったんですけれども、最初にやったのが多分富岡町なはずなんですね。富岡で配布したときに、私もちょっと仲間が、議員の方が富岡のほうにもいるんで、ちょっといろいろ話聞いたんですけれども、申込者がものすごいらしいんですよ。最初のときは。それで、それを例えば本当に自分の宅地に撒いてきれいに使うというよりも、避難先に持って行って使っちゃったり、余ったら人にくれたりとか、そういうことがいろいろこう起きていたのが実は現状らしいんですよ。

それで、双葉町でその後始まったときに、双葉町の要綱の中には、その第12条と第13条にうたっているんです。後でちょっと見てもらえば分かると思うんですけれども、禁止行為というのを入れた。これはこういうふうに使っては駄目ですよ。それと、じゃ実態調査を

やりますよという2項目を入れたんですね。それは何かというと、先にやった富岡町のほうでちょっと悪かったところを聞いて、これはちょっと目的外だなというようなことで、この罰則規定ではないんですけども、そういったものを定めているんですけども、浪江町は今回そういったことは考えているのかどうかだけちょっとお伺いします。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午後 1時29分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時30分）

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 今ほどの質問でございます。

禁止事項ということで、除草剤配布に当たり、申請書のほうを窓口で書いていただくような形になっておりまして、その中で、1つとして確認事項が何点か記載しておりまして、今ほどおっしゃられたとおり、使用前後の効果を確認するため、町が除草剤の使用場所に立ち入ることを認めます。あるいは重複して申し込むなど、不適切な使用があると認められた場合、配布された個数を返還します。あるいは、その使用場所について、ご本人のほうから明記していただく。町内のもうこれは、浪江町字何々と浪江町で使用するためだけのものとして記載をしていただくような形でのところを定めておりまして、そういったところで制限しております。

あと、それから、今回、他の町村では、住民基本台帳の世帯を基本に配布したわけでございますけれども、当初、当町のほうでも世帯単位でそういった世帯単位で配布する予定でございました。しかし、世帯単位で配布しますと、いわゆる浪江町に土地を持っていない方がいらっしゃるということで、途中でその企画のほうを変更させていただきまして、臨時会のほうでも少し申し上げましたけれども、宅地の所有者、浪江町に宅地を所有している方に配布するというので、浪江町外で利用する方に、できるだけ配布しないような方向性に事業を変更したところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そういった項目が含まれているということで少し安心はしたんですけども、ある程度こうガードをかけておこな

いと目的外利用になってしまうのはなかなか大変なのかなと思っています。

そこで、今、当然この浪江町の除草剤配布事業の財源と、他町村の財源はもちろん違っているんで予算規模も変わってきているんだとは思いますが、今浪江町のほうで、先ほどちょっと吉田町長になってから目に見えるような復興を遂げているというのが多分皆さんも同じふうに思っていると思うんですよ。

そこで、例えばこれから中心市街地がきれいになっていく、それでF-R-E-Iがいろいろ誘致していく、そのときにやっぱりほかの市町村、県、もちろん県からも、もちろんほかの県からということもあるんですけども、浪江に入ってくる方が、少し増えてくると思うんですよ。要するに、我々でいう関係人口というのが増えてくると思うんですけども。

そのときに、やっぱり町のその中心街が雑草だらけだとか、先ほど建設課長にもお願いしたんですけども、雑草が生えているとか、そのイメージ的なものにはなってくるんですけども、やっぱりそういった浪江町を訪れたときのビジュアル面とかインプレッション面とかが悪いと、なかなかこういうイメージが出てこないところもあるんで、今回の除草剤配布事業は、そういったものでは、今回の目的はそれでいいと思うんですけども、次これがうまくいったとして、次の目的としてやっぱりそういったことも考えて、例えば今回は認めてもらえないですけども、例えば法人関係とか組合関係、そういった今回の配布の対象になっていないところにも、要するに配布するようなことをして、そういったビジュアル面を考えたものも少し入れてこなきゃいけないのかなと私は思っているんですね。

商工会の中も事業再開している業者がそんなにないんですよ。そうすると、それまであった会社関係のところももう解体されて雑草だらけになってもう管理ができていないと、そういうところも増えてくると、やっぱりそのビジュアル面でもなかなかこう浪江町のイメージが悪くなるんで、議長にはお願いすると言われていたんですけども、ぜひ次のときにはそういったことを考えてやってください。

それで次ですね、4番目の後半の質問になりますけれども、東京大学大学院から2021年に「原発被災後のまちなかにおける空き地への手入れ」に関する研究が進められております。これ論文にもなっているんですけども、町としては、中心市街地の空き地の管理と活用について、何か施策をお持ちなのかどうかをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

空き地の管理につきましては、土地基本法におきまして土地所有者に土地の適正な利用及び管理が求められておりますことから、町ホームページや広報なみえなどにおいて空き地の適正管理について呼びかけを行うとともに、空き地に雑草が繁茂した状態で放置されており民地などへの影響などがある場合においては、町として所有者の方へ連絡を取り、除草に向けた助言等を行っております。

また、空き地・空き家バンク制度の活用により、空き地の情報を町ホームページへ掲載しており、その有効利用の促進を図っているところであります。

今後、議員ご指摘の東京大学大学院の研究内容も参考としながら、近隣町村の空き地管理に関する取組等を調査するとともに、地域で良好な生活環境を維持していく方策、仕組みづくりについて整理してまいりたいと考えております。

次に、空き地の管理につきましては、町なかの再生、活性化を図る上で重要であると考えております。このところ、浪江駅周辺整備事業やF-R-E-I立地への期待感などから、町役場に飲食店を開業したいので土地を斡旋してほしい、アパートを建設したいので不動産事業者を紹介してほしいといった問合せが幾つか寄せられております。町といたしましては、これらを好機と捉え、不動産事業者等とも緊密に連携を図りながら、町の都市計画の用途地域に応じた土地利用を誘導することで、空き地の利用促進を図り、町なかのにぎわい回復と回遊性の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 100点満点のお答えでありがとうございます。

この東京大学大学院の研究論文の中には、震災後、中心市街地の空き地というのは駐車場、あとはもうソーラーパネル、あと家庭菜園とか庭、除草地、それと放棄地というふうに分類しています、5つに。

この中で問題になってくるのが、一番下の放棄地ということになるんですけども、こういった形でその放棄地をいろいろこう解決するのかもしれないのも少しだけ載っているんですけども、大きな回答は載っていないんですね。その中でただヒントになることは、その空き地というのはどうやったら活用されるようになるのかというのをちょっとヒントは入っているんですよ。

それはどういうことかということ、三段論法になっているんですけども、まずその空き地は手入れをしてください。手入れをして、

関与とって変更、放棄地を変更してくださいと、そこから初めて利用になってくるという三段論法の流れを、これ、つかんでいるんで、今副町長がおっしゃったとおり、そういった利用の仕方をするためにも、やっぱり今の荒れ地を一度はきれいに手入れをして、そこからまずその、要するに草だらけの土地をまずきれいにして、そして、利用するというような方向が、どうもこれ早いというふうになってます。要するにその3つの分野のレイヤーを重ねていくことによって、利用が高まるというふうに書いてあるので、ぜひその辺を、まずはその募集をするのはもちろんいいんですけども、土地を斡旋するのもいいんですけども、その前にその斡旋するものもきちっとするような、少し施策を考えていただきたいと思うんですけども、何かご意見があれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

まず、先ほどご質問いただきました除草剤の事業、まずこれをしっかりとすべきということが我々としても重要だと思っております。また、町内全体の管理も必要だというふうなことで、これは12月の定例会の中でも山本議員から国や県や町だと言っていないで、道路管理するのは町として徹底的にやるようにというふうなお話もいただいたところでございます。

今後、町といたしましては、先ほど建設課長から答弁いたしましたとおり、人員なども増やしまして道路パトロール体制の強化もしっかりやりまして、国道や県道も町がしっかりと、場合によっては、そこを除草していくというふうなことも対応していきたいと思えますし、また近年、機械化というのも進んでおりまして、リモコン式の草刈り機械なんかも登場しておりますので、そういったことの活用も含めまして、除草作業の実証なんかもやりながら円滑な除草対策の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 副町長が今まとめてもらって大変ありがたかったです。建設課長にも今お願いして、住民課長にもお願いしたと。そういったものも含めて副町長のほうでまとめていただいて今お答えをいただいたというふうに認識します。ぜひ今後の課題として、やっぱり町は改めて中心地の空き地の活用を進める時が来ているんだというふうに思っていますんで、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

5番目の質問に入っていきますけれども、これは民法233条と道

路法の44条の話になっているんですけども、民法233条の第1項において、支障木に関する規定がされています。また、道路法の44条でも竹林に関する規定が書かれています。これ多分ご存じだと思うんですけども、将来の環境整備を考えて、これらの法律を利用して、ぜひ町独自の条例を制定したほうがいいのかなと思って、これ、条例制定しているのが全国には東京都だけなんですけれども、その辺副町長どんな思いでこの道路法と民法233条を感じているか、ちょっとお答えください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

現在、道路等の支障木がある場合につきましては、これまでも民法の規定等に載っておりまして、道路の通行などに支障がある場合につきましては、適宜建設課が中心になって町で伐採などの対応をしているところでございます。おただしの民法233条につきましては、本年4月1日に改正された3項の部分で、竹林が隣地により越境された土地の所有者は立ち木の所有者に枝を切らせるというこれまでの原則論は維持しつつも、場合によっては自らが切り取ることができると改正された件であるというふうに考えております。この件につきましては、環境美化対策の一環として捉え、今後しっかりと町ホームページでありますとか、広報等によりお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

また、町独自の条例につきましては、支障木や雑草に関することが記載されている環境美化に関する条例を制定しております全国の他自治体の先進事例などを参考としながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） まさにその改正によって今副町長がおっしゃったとおりのことになっているんですけども、ちょっとさらに少しくらい大きく道路法をいくと、これ今までとちょっと違うところが、必要に応じて行政代執行を行うことができるという1項目も入ってきているんですよ。ですんで、道路法なんで町道の所有者は町なんですよね。要するに町に対して支障木が出てきたとか雑草がこう植わってきた場合には、今まではお願いするしかなかったんですけども、今度は代執行ができる。何度かこう持ち主をお願いしてもやらない場合はもう強制執行というわけでもないんでしょう……

[何事か呼ぶ者あり]

○11番（渡邊泰彦君） できるようになっています。もう一方の法律で

も同じような現象で切ることができるというふうになっているので、すけれども、これ茨城県の龍ヶ崎市のほうでこれを利用したもので、町民にいろんなものを配布して問題を解決している市町村が出てきています。この新しい改正法によって。大きなパンフレットを広報紙に載っけて。

要は、今までは、注意だけしかしなかったけれども、今度は切るよと。例えばお隣の人が、どんどんどん、木が伸びて全然切らない場合には、今まではお願いしかできなかつたけれども、今度は切るよと言うこともできますよということ。それと、道路に出てきたものに関しては、もう代執行しますよと。その費用はどちらが持つんですか。その辺まで詳しくこうパンフレットに出しているんですよ。

このぐらい、あんまりこう厳しいことばかり言っているのもあれなんですけれども、このぐらいしないと多分、問題、ずっと今、草の問題とか木の問題きていて、どこまでいっても解決しないんですよ。やっぱりある程度やっぱり、何て言ったらいいんだろうか、強い形のもの示さないと、なかなかこう思いどおりいかないのかな、なんて思っているんで、今その条例に関しては、考えるというふうにお願いお答えいただいたんですけども、その辺も含めてきちっとやっておけば将来もすごく、何て言うんですかね、心配が少なくなるんだろうなと思っています。

環境問題に関しては、公平性が保たれるように、こうやらないといけないという、俗に言うグローバルスタンダードでやらなきゃいけないものなんですけれども、やっぱりこう特殊な事情になってきています、浪江は。住民が戻って来ない、管理がなかなかできなくなってきた。やっぱり、これダブルスタンダードの方式で考えてもそんなに悪くはないのかと思うんで、やっぱり、その当然リスクは町としてはいろんなことやればリスクが出てくるわけなんですけれども、その辺もリスクコミュニケーションを考えて、こんなことが起きるだろうな、ということ想定しながらいろんな制限をかけていくところだと思うんで、その辺ちょっとしっかりお願いしたいなと思っています。

あと19分しかなくなつたんでちょっと次の質問はできないかも、ちょっと次の質問も長くなるかも分からないんで途中で止めるかも分かりませんが、時間内でお願いします。

復興庁はF-R-E-Iの本施設の配置計画を公表しました。敷地東側には、研究支援ゾーン1として、食堂、喫茶、売店、医務室などを整備する予定です。敷地、ちょっと次、字間違えたんですけど

も、敷地北側です、北側には研究支援ゾーン2として、短期宿泊施設などを整備する予定です。これだけを見ると、私だけでなくみんなそういうふうにしたのかどうか分からないんですけども、私自身が考えるには、何か福島国際研究機構の、要するにF-R-E-I内で大体もう全てのことができるんじゃないのかなと、もう完結型になっているんじゃないかな、というふうにちょっとイメージがあるんですけども、ちょっとその辺町のほうで何かお考えが、意見があればお聞かせください。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊議員のご質問にお答えいたします。

施設整備につきましては、令和5年6月26日に復興庁が開催した福島国際研究教育機構の在り方に関するアドバイザー会議の浪江町視察の際に、私から研究者等の生活の地域共生や地域の方々に開かれた施設整備について提案をさせていただきました。まさしく今議員がおっしゃった交流含めたその地域全体の核となるF-R-E-Iでありますから、これらの共生についてのおただしかと思っています。

機能については、私の私見の中で、そして町長として提案をさせていただいた次第であります。

その後、同会議の状況を見ますと、敷地東側を開放し、議員からのご指摘のあった研究支援ゾーン1では、誰もが利用できる共有空間として、食堂等の考え方が示されており、町の提案をのんでいただき、施設整備の方針の検討が進められているものと捉えております。このたび、復興庁が示した配置計画の機能について、今後詳細を検討するに当たり、町として引き続き敷地内で完結することなく、地域との共生を意識した施設整備を求めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

そこで、あえて2つ目の質問に入りますけれども、これは質問というより確認をちょっと副町長にお願いしたいんですけども、施設整備全体を通じて、研究者の安全性やセキュリティーを考慮して、一定の独立を確保するというふうにも言っているんですね。これもF-R-E-Iの中でもう完結するんだなという考え方に捉えられてもしようがないと思うんですけども、この研究環境整備というのは、あくまで研究機関の部分だけだというふうに私が受け取っていいのかなどうか、ちょっと副町長に確認します。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今ほどご質問いただきました点でありますけれども、やはりその研究を進めていく上ではある程度やっぱりセキュリティーを担保しなければいけないところが出てくるということで、F-R-E-Iの考え方としましては、できるだけ広くのエリアを開かれた空間にしたということ、我々今共有しながら進めてきております。

今ほどの質問につきましては、研究成果であるとか、機器類を守るためには、ある一定程度こうセキュリティーを確保することは、我々としても必要なのかなというふうに考えているところでございます。

また、主な研究につきましては、このF-R-E-Iの中で行われるわけですが、やはり今後産業化につなげるためには、様々な実証等も必要でありますから、当然実証フィールドも必要になると思いますし、今後その人材育成といったところも必要になってきますので、そういった、それも含めまして、町中でいろんな効果が得られるように我々としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そうすると、今町長のお言葉と副町長のご意見を聞くと、基本的にF-R-E-I施設全体を見れば、当然町民との関われる部分は多大にあると、ただし、本当の研究する部分に関しては、これはもうセキュリティーをびっちり通してやると。要するにすみ分けと言ったらおかしいですけども、要するに分けて考えるという考え方でいいですよ、いいんですよ。分かりました。

あれだけの研究施設なんでそういったことが起きてくるのかなと思います。そこで、あえてこれ意地悪ではないんですけども、ちょっと次2つ連続して質問します。

1つは、日本には今現在、4か所国際研究拠点があります。その中で、つくばと柏に関しては規模がもう全然違って、ちょっとなかなか浪江町には参考にならないと思うんで、割と規模が小さいところのちょっと2点をちょっと、そのうちの2点を挙げますけれども、これ神戸にある医療産業都市、これは阪神淡路大震災から神戸を立て直すために計画された医療関連産業を集積した、これケービーアイシーと読むんでしょうかね、人工島のポートアイランドに隔離され、ポトライナーの新しい駅も造り、その周辺に商業施設、交流施設、学校施設などを整備して、研究者や学生の利便性を図っています。

ここは私も行ってきたんですけども、ここは町のほうで視察に

行きましたか。もし行ったとすれば、そこでどんな思いで視察の結果を出したのか、どういう比較をしてきたのかというのをお答え、お尋ねしたいんですけれども。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

町では、神戸医療産業都市を視察先の候補地としておりました。資料収集等はおりましたが、他の先進地視察を実施したため、実現には至っておりません。

議員ご指摘のとおり、神戸医療産業都市における産学官連携により、研究開発から事業化につながる仕組みづくりは有益な先進事例と考えておりますので、今後視察の検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 行っていないんですね。

この神戸医療に関しては、神戸市の市立になるんですけれども、医療センター中央病院というのが中核になっているんですよ。この場合は、その研究の内容にもよるんですけれども、やっぱりああいうこう医療関係というのは、やっぱりこう何て言うのかな、シークレットと言ったらおかしいですけども、I P S細胞の研究なんかもしているところで、なかなかこう秘密主義な部分があるところで、視察の受入れもなかなかさせてくれないところなんです。そんな意味で、こんなふうにもし浪江になるとまずいなという1つの例だなというふうに見てきたんですけども、その辺、行っていないのであれば早急に行っていただいて、その現状を見ていただいて、やっていただけるのが一番いいのかなと思います。ぜひ行ってください。

次に、これはちょっと行ったというふうにお聞きしたんであえて聞きますけれども、沖縄科学技術大学大学院なんですけれども、これも目的とすると、沖縄が基地の依存に頼らないで地域振興をするということで、これ物理、化学、生物の先進的な研究をした、O I S、オイストと言うんですか、O I S Tですが、恩納村の高台の約、大体222ヘクタールを使って、その中に商業施設、居住施設、交流施設を整備しています。研究者や学生の利便性を図っていて、沖縄科学技術大学を視察研修に訪れたというふう聞いています。

あえて言うと、1月23日から商工会のほうでここの研究機関に視察を申入れて、いろいろ視察してくるというふうになっている。今予定です。

ここで、ここに行ったときのその感想というか、どういうイメー

ジを持ってきたのか、浪江と比較してどういうふうな考え方になっているのかというのがあればお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の視察におきまして、敷地内完結の生活環境であることを私も感じております。そのため、地域には調達関係での経済性はあるものの、地域圏の波及効果はあまり見られないという声もあるとのことでございました。

町としましては、F－R E Iと他地域との共生を意識し、研究者へは研究が安心して取り組める環境と、家族とともに町なかで生活することを意図した施設整備を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今おっしゃったとおりだと思うんですけども、だからあえて、その、本当に研究機関はこういうふうにする分けできているのかなという確認を、今副町長にしたところだったんですけども、ここは、こういうふうにならないほうがいいなといういい例なんで、行っていただいて、大変よかったなと思うんですけども。あれだけ完璧に、もうそこで完結できるようなものができれば、当然研究者、学生もそうなんですけれども、研究者も、もうそこで集中するみたいなことになってくると、その町の波及効果なんて絶対出てこないと思うんですよ。

あえてこれの後を追っていくと、最初にそのそこで産業化したものが、初めてその民間にきたのが、うるま市、隣のうるま市で始まって、それが今恩納村のほうに移ってきているという情報もあるんですけども、だからどうしたって、こう浪江町にできるF－R E I、その中でやっぱりそのF－R E Iがもう孤立するみたいなものだけは絶対避けていただきたいと思うんですよ。こんなことがあってもいいことがないと思うんで。ぜひそういった先進地をきっちり研究していただいて、浪江町に本当にいいF－R E I環境ができるようにやっていただきたいと思います。

それで最後に、本当は最後じゃないんですけどもちょっと時間がないんで。

復興庁が来年1月頃に施設の基本設計を示し、アドバイザー会議の意見を踏まえ、来年3月頃までに施設基本設計を取りまとめる予定ですというふうに言っています。今後、これを副町長にどういうふうに答えていただくかによるんですけども、今後町はどのように関わっていくのかなというのがあれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年度中に国のほうでF－R E Iにつきましては、施設基本計画が策定されるというふうなことになるまして、次年度からいよいよ基本設計、設計のほうに入っていくというふうな流れというふうに伺っております。

先ほど、町長からも答弁させていただきましたとおり、やはりそのF－R E Iと地域が共生していくというふうなことが非常に重要だと思っております、例えば駅との連動性でありますとか、あるいはそのF－R E I周辺との一体性といいますか、そういうところは我々として非常に重要だと思っておりますので、今後も引き続き、国やF－R E I、県とも連携しながら、先ほどO I S Tの話でも孤立しているというふうなお話ありましたけれども、ぜひ地域にF－R E Iが溶け込んでいくような形で我々も国のほうにしっかりと求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） F－R E Iのパフレットの中の2ページにもうたっているんですけども、F－R E Iが担う極めて重要なミッションは、一長一短でできないと書いてあるんですよ。そんなに簡単にできるものじゃないと。やっぱり、俗に言えば、長い間がかかって、目的が達成するというふうなことを、もううたっているんですよ。

今その取りかかりの前になるんで、やっぱりそのF－R E Iが来ました、波が、ばーんとなった、ガチャガチャとこうなるんじゃないというふうに、もううたっているんですよ。やっぱりそれは長い間かけて築いていかなければいけないというふうに書いてあるんで、最初のその計画、最初のこの基本設計に関しても、きっちりやっぱり、浪江のスタイルとして、浪江を将来こういうふうにしよっていただくような組織になるんだということは頭に入れながら、目先を何て言うんですか、狙うのではなくて、長期的に狙うと。

基本的に何を言っているかということ、F－R E Iそのものは確かに浪江にあったほうがいいんですけども、その研究成果を産業化して、それを狙ってくる民間企業の誘致を浪江にすることが、将来を考えると税収も上がるだろうし、人口も増えるだろうし、いいことだらけになってくるんですよ。

そのためには、じゃ、その人たちの住むところも探しておかなきゃいけませんよねと。例えば今産業振興課でやっている産業団地、

そこに入るところも用意しておくところは用意しておかなきゃいけないと。どんな場合になってもそこは逃さないよというようなスタイルで関わっていかないと、本当にできましたねというだけになってしまったら、せっかくみんなで苦勞して誘致成功した、あれがなくなってくるんで、その辺副町長、今交渉で入ってきていると思うんですけれども、その辺を見据えながら相手方と交渉していただきたいというふうに思います。

もう1個はですね、アドバイザー契約で決めるという中で、学生との連携、大学との連携、ちょっと少しだけ話をします。

福島県には9つの大学が今あるんですね。つくばあたりは学園都市なんていって、学園都市というあれほどのものではなくて、やはり学生を呼び込むようなスタイルのものもある程度考えて計画の中に入れていかなきゃいけないのかなと思っています。その辺、今回全協で何かお話をするようなことを、ちょっと聞いたんですけれども、学生との関わりをどんなふうに今の時点で考えているかを2分18秒以内でお願いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

浪江町につきましては、今イノベーション・コースト構想など復興事業ということで、様々ないろいろな大学と今連携したり、庁内で実証試験をやっております。例えば東北大学とアイガモロボットの实証をしたりとか、あるいは東京農業大学とは様々な農業の関係、あるいは弘前大学と放射線医療の関係で様々な連携して取り組んでいるところがございます。やはりそういったところをF-R-E-Iの研究エリアに広げていくということも非常に重要だと思いますし、あと今後検討していきます産学官連携施設、これまさしくいろいろな様々な産学官が連携して浪江町のそういった技術力を高めていくというような施設になりますので、そこでいろいろな大学や企業が集まって、イノベーションを起こしていくことは非常に重要だと思いますので、そういったものをぜひF-R-E-Iに結びつけられるよう我々としてもマッチングであるとかあるいはネットワークの形成とかそういったところを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 大変ありがとうございました。

今日の新聞記事で富岡町が大阪大学といろんな。

〔「大熊」と呼ぶ者あり〕

○11番（渡邊泰彦君） 大熊か、大熊で大学と連携するというふうなことを発表しています。ぜひ浪江も負けないように頑張ってください。
以上で終わります、議長。

○議長（平本佳司君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、2時20分まで休憩に入ります。
(午後 2時06分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午後 2時20分)

◎発言の訂正

○議長（平本佳司君） ここで成井副町長より発言を求められておりますので、許可します。

成井副町長。

○副町長（成井 祥君） すみません。発言の訂正をお願いいたします。
先ほど渡邊議員のご質問の中で、町内の環境整備の中で道路維持管理の話の中で、山本議員から12月定例会で質問とありましたけれども、申し訳ありません。9月定例会の誤りでございまして、おわびして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 次に、建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 同じく、渡邊議員の中で、国道及び県道の雑草の支障木の管理は、どのようなタイミングで誰の判断で実施されているかの御質問に対して、国道及び県道の除草については、各道路管理者が除草業務を発注して、年2回の実施をしておりますと回答しておりましたけれども、正しくは年1回の実施をしております。申し訳ございませんでした。

◇ 佐々木 茂 君

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君の質問を許可いたします。
8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

○8番（佐々木 茂君） 8番、佐々木茂です。議長の許可をいただきましたものですから、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、9月の一般質問でもさせていただいたんですが、境界未定地についてお聞きしたいと考えております。

この町では、境界未定地の面積というのは、現在どのくらいあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

町全体での筆界未定地でございますけれども、おおよそ100万8,000平米でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

大分いまだに未定地が多いということが理解できたかと思っております。

それでは、その境界未定地に対してどのように固定資産税等の課税をされているのか、それがきちっとされているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 筆界未定地の固定資産税の課税の仕方でございますけれども、簡単に申し上げますと、登記された面積、いわゆる登記簿の面積によって課税しているところでございまして、国で示しております固定資産評価基準、こちらにおいて面積、いわゆる地積につきましては、各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は原則として登記簿に登記されている土地については、登記簿に登記されている地積によるもの、とされていることから、この評価基準にのっとり課税しているものでございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

それでは、なぜいまだに課税がされているにもかかわらず、境界未定地というものが存在するのか、それについてちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 筆界未定地となっている理由のところでございますけれども、まず町内の地籍調査事業につきましては、平成10年の認証及び法務局への成果送付により終了しているところでございます。地籍調査期間中に土地の境界が決まらなかったため、筆界未定地となっているところがございます。課税の際は前の登記簿のまま課税しておりますけれども、筆界未定地は解消していない状況で残っているところがございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） やはり未定地の問題というのは、課題も多い

と思いますが、ある程度、国調とかそれも終わったはずなんで、そろそろ所有者が誰なのか、どうのこうのそれをはっきりしていかなければ、例えば公共事業用地にこれが掛かった場合、大変だなと私は思っておりますので、少しでも早く未定地をなくしていくような政策を取っていただければなと思っております。

3番目の質問に入っていくんですが、実は先ほど松田議員がお話ししていたように、川添の防災拠点についての西側の道路、大坂地内ですね。北と南があるんでしょうけれども、その防災拠点の拡幅について9月に質問をさせていただきましたけれども、確認のため、もう一度当時の答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

令和5年9月議会の一般質問への答弁といたしまして、まず建設課長より現在、浪江駅周辺整備や福島国際研究教育機構を踏まえ、浪江インターチェンジや国道6号からのアクセス道路の検討を始めておりますと答弁させていただいた後、私より令和2年度に浪江地区防災コミュニティセンターの整備が決定した際、浪江中学校西側の道路に相互通行が難しいところがあることから、道路拡幅について検討を行っております。その際に、土地の調査を行ったところ、西側道路の入り口から現コミュニティセンター入り口近くまで道路敷を含めて広い範囲で筆界未定の土地があることが判明いたしました。

道路の拡幅には、用地の買収が伴いますので、まず筆界未定地の境界確定の手続きが必要となり、境界確定には長時間を要すること、また道路の計画には隣接する浪江中学校の敷地の利用計画が当時は未定だったこともあり、拡幅の計画をするのが難しいと判断しまして、プール脇の西側通用門から南側の樹木の伐採をして、見通しの確保と退避できる場所を確保いたしました。

その後は本箇所道路の計画については検討しておりませんが、先ほどのご質問にお答えの繰り返しになりますが、駅周辺整備事業やF-R-E-Iの整備に合わせて道路計画をいたしますので、その中で本路線の改良についても総合的に検討いたしますと答弁しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

私は前回、この境界未定地を何とか解決して、道路の拡幅をお願いというか、要望させていただきました。やはりF-R-E-Iも30年

まで完成する予定で、万が一災害が起きた場合、取りあえず東に向かうよりも西に向かうことが想定されますので、やはり大型バスとか、大型貨物とか入ってきます。南から北から防災拠点を目指して入るキャパシティというか、その容量が多くなれば、入ってくる人が多くなれば、今度室原の防災拠点のほうに流れていくものかとは思いますが、やはりああいうものをつくるとき、取付けですね。道路のあれがなければ、私はものが活かしていけないということで、無駄な施設になる可能性があるものですから、やはりF-R-E-Iの進捗と同時に、あそこは時間がかかるとは思います。ただ、F-R-E-Iの完成と同時に大坂地内の道路の拡幅、最低でも4メートル道路の拡幅まで進捗を進めていただきたいと、このように考えておりますので、その方向で頑張ってくださいたいと、こう思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、2番目の大きな質問に入らせていただきます。

国道や県道の改築についてなんですが、浪江町というのは、道路の要衝に値するんだらうと思います。1つの町で3つの国道が走っているところはほとんどありません。ですから、福島とか郡山と比べればそうでないかもしれませんが、こうした小さな町で3本の国道があるというのは、ちょっとないんで、その中で、現在国道6号線がやはり昼間の交通量がダンプとか、大型貨物で非常に多いと。夜は貨物中心に走っているわけですが、町としてはこの道路状況についてどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

国道6号線については、東日本大震災以降、復旧、復興事業、除染作業等により大型車が増加しております。この大型車による混雑状況の緩和のために、国・県とともに渋滞対策連絡協議会を開催し、協議を進めているところでございます。

その中で、震災から12年が経過し、復旧、復興関連事業等がピークを過ぎ、双葉地区の付加車線設置工事や国道6号に並行する県道広野小高線の段階的な供用により、大型車に起因する交通課題は改善に向かっておりますが、今後も渋滞状況を注視し、円滑な交通流を確保するため、関係機関と調整してまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） F-R-E-Iもできます。浪江町はこの震災と原発事故によって破壊的な町になってしまいました。町長を先頭にして、新しいまちづくり、そして人がこの町に向かってくるような

そうしたまちづくりをするために、職員の皆さんはじめ大いに努力をされていると私は思っております。その中で、6号国道というのは私が小学生の頃、もう約60年前にできたわけでありまして。1級国道と言われる道路でありますけれども、中通りの4号線は白河から県境に向かって、国見、郡山の間まではほぼ4車線に向かって拡幅されておりますけれども、6号線はいわきまでしか4車線ありません。やはり浪江を基点にして南北の道路の拡幅、これをやはり私たちは願っているわけでありまして。

そして廃炉まであと40年かかるのか、50年かかるのか分かりませんが、それまでは現在の昼間の交通量というのは変わらないんじゃないのかなと、そういうふうに考えておりますので、ここは1、2、3と挙げて、399や253号線も挙げておきましたけれども、町長我々議員もいることですし、町長も積極的だと思いますので、やはり沿線市町村の6号線拡幅の期成同盟会とか、そうした集まりをもって、国に陳情とか、県に要望を上げるとか、私たち議員としてもそういう活動をさせていただきたいと考えておりますので、そうした考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

俗に震災以降の国・県道路の整備促進についてのおただしかと考えております。

6号国道は、議員おただしのとおり、交通量がいまだに多い状況の中で、今の6号線の整備が地域から求められていることも承知しております。

また、後ほど質問にあらうかと思っておりますけれども、399、114号であります、あとは県の253号線ですか、昨日、川房、小出谷バイパスの中心杭の佐々木議員もご出席の中で行われましたが、これは復興2期目の復興道路として位置づけられた道路かと思っております。今後、当町にあっては、2期目でこの復興を成し遂げることは正直、厳しいかと思っております。今国や県の中で特に道路等のインフラ整備については、3期目の復興の積み上げを本年6月から役場の執行部の副町長を中心として積み上げを内々始めております。これら道路整備等についても同様の考えで3期目に要望してまいりたいと思っております。

6号国道にあっては、広域的に協力をしながら8か町村挙げて要望してまいりたいと思っております。

後にご質問の399でありますけれども、これらはもう3期目の積

み上げの整備事業のトンネル化を含めたものを今町長として模索をしている段階であります。つまり今やらなきゃいけないこと、今後採択になって目に見えてくるもの、そして当町にはF-R-E-Iというような拠点ができるわけでありますから、3期目の復興の中の復興道路としての位置づけはもちろんであります、F-R-E-Iの拠点とする当町の今後の連携した形のまちづくりについても、やはり別枠で国と県と協議していく必要があるかと思っております。

長くなりましたけれども、今後の道路網のインフラ整備については、積極的に町長として要請をしてまいる考えでありますので、どうかひとつご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。よろしく願います。

それで、私はなぜ6号線の4車線拡幅が必要かという、東京から横浜を通過して京浜通過して東海道、これ実は工業の盛んなベルト地帯になっています。やはり21世紀は関東から北、仙台、岩手に向かって新たな産業団地、工業団地のベルト地帯をつくらなくちゃならないだろうと、国の責任としてあるんだろうと私は思っています。そうでなければ、東北の発展というのはあり得ないわけで、そのためには道路というものはやはりどうしても広く必要だなと、こう考えているから、こういう質問をさせていただくわけで、やはり今町長がお話しされたように、3期目の予算が出始まったら、浪江から南北に向かって4車線を造っていくと。これ国道6号線ですから、国はいつまでもこうして、ぶん投げておけるわけが私はないと思っています。そういうことで私たちもそうした要望活動とか、そういうのがあれば、議会としても責任を持ってご一緒させていただける機会があればと、こう考えておりますので、よろしく願います。

続いて、国道399、これ、いわきから川前通過して、今川内のほうまで、川内は今バイパス工事やバイパス、トンネルとかいろいろ造っているようでありますけれども、この津島まで来たら、前沢の二本松線のところのぶつかり、さらに手七郎に入るところの一部、これは道路ができておりますけれども、やはりこのまま放っておくわけにもいきませんし、次の予算、次の予算といっても道路を造る、道路工事をするには莫大な金額がかかってきます。そのためには、時間はかかるというのを承知していながらも、やはり常に私たちが欲しいもの欲しいというか、どうしても山間部の縦貫道路を造っていただくためにも、やはり常に要望活動を続けていかなければ、私

はならないんだろうと思っています。

それで、現在399の状況はどうなっておりますか、お聞きしたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

国道399号は、国道399号改良整備促進期成同盟会及び国道399阿武隈ロマンチック街道沿線自治体連絡協議会が結成されております。本年度要望は同盟会で7月6日に中央要望として福島県、宮城県、山形県選出の国会議員と国土交通省、財務省に要望いたしました。また、地方要望として11月27日には福島県副知事、土木部長へ要望しております。

連絡協議会では、12月6日、福島県土木部長に要望する予定でございます。

浪江町の要望内容は、国道114号線から飯館村までの手七郎地区について改良の要望をしております。

なお、現在国道114号から飯館村までの区間で予備設計に必要な地形測量を実施していると伺っております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

実は、399に調査費がついたというお話をお聞きしたんですけれども、ぜひこういう調査費がついたとき、町長にもお願いしたいんですが、町政の行政報告の中でこういう予算がつかましたよと、これからみんなで頑張ろうなというようなご発言があれば、大変ありがたいなと思っています。

399の場合、山形でいいまでも、どこが本気になって一生懸命だったかということと高畠町です。ここの町長さんは先頭を切って399を頑張ってきたわけでありましてけれども、次の世代、次の世代に変わってきているのかと思いますけれども、やはり道路というのは先ほども申し上げたように1日ではならない。ですから、やはり時間はかかるかもしれませんが、多くの人を巻き込んだ形でやはり要望でも何でもそういうものを続けていくべきだろうと思っています。

私は議会の間、もったいないと思います。これだけ今15人ですか、おりますけれども、やはり町長を先頭にして、国や県に要望活動をみんなで手をつなぎながら行うことが私は大事なことはないのかなと、こう考えておりますので、そういう方向で検討していただきたいと思えます。

県道253号線（落合浪江線）についてでありますけれども、震災前まではこれの改築ということで、やすらぎ荘に橋を渡してそこか

ら小丸にまた橋を上げていくんだというようなことを何度も言われていたように私自身は記憶をしております。震災のために13年間ストップしたような形でありますけれども、先ほど町長が申し上げますように、小出谷工区のバイパスが昼曾根から入っていくわけでありましてけれども、やはり大堀の人の思いというのは、まだあるんだろうと思います。ですから、県道落合浪江線についてもやはり同じように県に対して要望活動をしていかないと、そこで暮らした人たち、大堀で暮らした人たちの思いが通じてこないのではないのかなという考えでこういう質問をさせていただきました。それについての現状について、またご報告をお願いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

県道落合浪江線は、県道落合浪江線整備促進期成同盟会が結成されておりますが、現在は活動しておりません。これまでの経緯を確認し、葛尾村とも連携して、今後の活動を検討してまいります。

また、同路線は現在、令和4年福島県沖地震による災害復旧を実施しており、特定期間居住区域の解除に向けて早期の復旧について関係機関と協議をしております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりましたと言いたいんですけれども、各町村との連絡をもって期成同盟会のようなものをつくっているとしても、私それどこで何をやっているのか聞いたことがない。言葉だけでそれに向けて要望、陳情活動を行っているというふうな情報が1つもない。それはどういうことなのか、私は不思議でならない。普通は、私たちは地区の住民からいつかなと言われた場合においては、町ではこういう方針で町長先頭になって期成同盟会や各市町村の連携を取りながら、今進めているところだと答えたいけれども、情報が一切入ってきておりません。こういうものがあります、こういうものがありますとメニューを出されとしても、私には活動実績が1つもないので、こんな寂しい話はないんだろうと、私は思っています。

ですから、今後こうした要望活動を活発化させるためには、ぜひ議会の連中、一緒に行かんかというようなお声がけをしていただいて、私たちも同様の認識でどういうふうな問題に対応していくという形をお願いしたいなど、こう思っていますのでよろしく願います。

3番目に移らせていただきます。

大変これは非常に微妙で言いづらい話なんです、私だからあえ

て言いたいと思います。

各行政区の区長、浪江は48ですか、現在あるのは。行政区がありますけれども、旧5村1町の行政区長会というか、そういうものをつくられて、活動はされていると思いますけれども、私は、本当は苧野の区長会に参加すればいいんだろうけれども、縁あって津島のほうに声をかけていただきまして、津島の行政区長会に参加をさせていただいて、約2か月に1回、8行政区の区長会があるものですから、それに参加させていろいろな要望や話をお聞きすることができ、それを町に連絡したり、お聞きしたり、そういうことをさせていただいております。

しかし、各行政区から、ではどんな話をされているのか、さっぱり分からないし、呼んでいただいたこともない、議員の活動が足りないからそうなのか、それとも私に声かけづらいから呼ばないのか、それは分かりません。

しかし、こうした中で、行政区が町に対してどのような要望活動をされて、どうなっているのか、それも見えてこない。実は私たち町議会議員としての在り方というの也被問われているわけで、議員はいいな、給料はもらえるし、毎日遊んでいる、俺たちの家に来たことないだろうと。俺たちの要望活動は何も聞いてくれないじゃないかと、こういうような話をよく聞きます。要するに行政区そのものが町民そのものといってもいいんでしょうけれども、議員に対しては悪口ばかりです。我々も活動したくても、このような状況の中では、まず不可能なんです。ですから、広報や議会報、そういうものを利用させていただきながら各自のいろいろな思い、考え方を発信させていただくという方法しか取れません。

私は、今回来たとき、6月の議会だと思います。住基台帳に書いてある住所は旧住所で選挙にならんと、それを公開しろという、個人情報どうのこうのというお話もありました。選挙にもならないんです、これ。自分の考え方、どういうふうにして行政に臨んでいくか、議員としての在り方、目標を伝えることができない。どこに誰が住んでいるか分からないし、これは行政区といえども、町としても住所を明かしてくれないから、そうすると俺らのどこに来ないとか、連絡もよこさない、電話番号も分からなければ住所も分からない、その中でどんなふうにして私たちは活動していくのか、これについて本当はお聞きしたいんですが、答えづらいと思います。個人情報保護といえどもどうなのか、整合性が取れないような感じを私はしています。

そんな中で、議員個人の活動、例えば区長会の区長さんがその地

区の要望や道路壊れた、橋が壊れた、何でもいいでしょう。それを届けることは個人的な活動であって、我々はそれすら知らない。こんな中で、私たちは議員活動をせざるを得ない。ですから、やはり今後行政に対する行政区内、また旧合併前の町村関係の区長会というのはあるんでしょうから、そうした町に対する要望とか、ご意見とかあったら、ぜひ、議員を交せていただいて、町に対し一緒にお話を聞きに来るとか、お願いに来るとか、そういうような方向でやっていただけるようには、町民に対して癖をつけていただけませんか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、行政区の要望時に議員の皆様が関わることにつきましては、区長さんの立場及び議員の皆様それぞれの立場がございますので、その立場によって町へ要望等をされると考えます。町としましては、それぞれの立場を尊重するところでありますので、その是非を判断する立場にはございません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 議員活動というのは、そうした小さな町の要望とか、小さなご意見でもいろいろお話を聞かせていただいて、町との連絡役、これが活動の主なところだと私は思っています。直接、区長さんが町へ訪ねてきて、ここの道路をちょっと直してくれ、水道、いろいろなお話があるかと思えますよ。でも、やはり町としては、まず地元の議員さん、いなければどなたでもいいですから、ちょっとお話を聞いていただいて、確認を取った上で来ているのかと、これは町長が一番ご存じだと思います。国も県もその地元の選出の議員が知らないということをほとんど受け付けませんよ。お話ししてから一緒に来てくださるか、来てくださいと。こうした町村合併以来、昭和31年の町村合併以来、こういう癖をつけてきたのは行政の皆さんなの。ですから、区長さんであろうが、そこの行政区に住んでいる人であろうが、町会議員なんていうのは、給料泥棒だとか、何をやっているんだとか、俺んちに顔を出さないとか、そんな話がまかり通るから、私たちは目に見える形での議員活動というものを町民に知らしめることができないんだ、こういうふうに私は常に捉えています。

ですから、私は何の悪口を言われても全然平気です。ただ、こういう震災から13年たって、この中で町民の人らに伝えることができるのは、私はこういう場に立って一般質問をさせていただいて、そ

これを議会報というものを通じて自分の考えを述べさせていただく、というような形式が取れないのは大変残念です。

ただ、私も前、文教におりまして、岩泉に行ったとき、どきっとするようなお話を聞きました。議会報というのは、後援会活動じゃないんだぞという話も出ました。立場が違うというか、そう考えればそうなのかもしれませんけれども、そういう形でしか、今のところ私たちの活動の源泉というものがありませんので、例えば、町のほうでも行政区長会があるのであれば、そこで選出している議員の人、さらにはそこにいなければ、知り合いでもいいから交わせていただいて、いろいろな要望とか、何か陳情とかあれば、その人たちも理解した上で、町のほうに持ってきてください、というような方向で考えていただきたいなど、このように思っています。

いろいろこれは、私自身が答弁を求めること自体がちょっと難しいなど、こう思っていますので、ただそういうような認識でお願いしたいなと思います。ですから、県議会だって同じなんですよ。各市町村の要望活動があれば、その選出の議員を通して、県に上げていくんだと思う。ですから、そういうことをこれから頭に入れていただいて、一緒になって町を盛り上げるんですから、町を盛り上げるということは、我々の活動を、耳も貸さなかったら次の選挙はないんですよ。そういうことをよく私たちにも示していただければ、私たちも活動範囲が広がるし、いろいろなお話も聞けるし、いろいろな人にお会いする機会もあるし、そういうことで、ぜひお願いしたいなと思っています。これは答弁要りません。

4番目の原子力災害の賠償についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、基本的な問題に移りたいと思います。

賠償金というのは、誰のために支払われるのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしの賠償金については、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故により被害を受けた個人、法人及び個人事業主等に支払われものと認識しております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 実は、この賠償金の話をなぜ今日質問させていただくかといいますと、確かに事業主、個人、いろいろなものを失って、それに直接賠償してもらうのはこれ当然のことでありまし

て、その中で賠償期間の中で亡くなった方がおられます。しかし、その賠償金についての支払い方ということで、大いに疑問があるところがあります。それは、相続ができていないという方、この人たちは、当然放棄か何か判子を持って出しなさいと、東京電力から言われます。しかし、九州や北海道に住んでいる親戚まで、判子をもらいに行かなくちゃいけない、こんなこと、本当は賠償金というのは実際被害に遭われた方々に対するものが支払い対象になるのではないんですか。国も悪いと思います。制度も悪いと思う。みんな賠償金を頂くためには、相続放棄とか、いろいろなものを提出しなければ東京電力は認めませんよ。

今回、何でそんな震災に遭わなくて、普通の生活を送られている方々にまで賠償金が間接的に渡らなければいけないのか、これについてもちょっと分かりませんので、教えていただきたいと思いますので、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えいたします。

被相続人が有する東京電力への賠償請求する権利は、一般的な財産、権利と同様に民法により各相続権者がそれぞれの法定相続割合分を有すると定められております。そのため、相続権者自身が賠償対象外でも被相続人に支払うべき賠償を請求する権利を有しているとし、東京電力においてもこのように対応しております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 私はやはり直接的に被害に遭われた方に対する賠償金は当然としても、相続だ、何だかんだ権利があるからという人たちにまで、九州や北海道、あえて外国まで判子をもらわなければ支払わないぞと、そういう話でいかどうかというのが一つの疑問で、委任状を渡してもらって、その人が代表で賠償金を受けて、その人が判断するわけで、分ける、分けないは、その人の判断なんでしょうけれども、やはり、そのぐらいの余裕がないと困るんじゃないかなと、私は思っていますよ。何で北海道や九州の人に渡さなくちゃいけないの、そう思いませんか、疑問だと思っています。

今回、なぜこういう問題提起をさせていただくかというのと、今度第5次追補が出ました。この第5次追補といっても平場では280万、帰還困難区域では130万、これが追加の慰謝料というか、賠償金が支払われる予定になっておりますけれども、これについては、なかなか東京電力が事務取扱不備のために各人に行かないということが1つ、もう一つは住所が分からなくなったというのがあります。

その中で、私が聞いているのは、130万しかもらえない帰還困難

区域の方が、兄弟が多かったということで、あちこちに判子をもらいに行く、お土産を持っていく、印鑑証明をもらう、これはばかばかしい、やっていられないという、それで放棄をするというお話も結構聞いています。何のための第5次で、実際被害に遭って、町から避難して、そして細々とその土地で生活をしていて、やがては浪江に帰ってくるんだ、という意欲を持っている方もたくさんいらっしゃる中で、そういう人に直接支払われなくて、130万を5人の兄弟がいれば、1人16万ですよ、そんなものですよ。違うか。それでそこまでして判子をもらいに行って、菓子折りを持って、交通費をかけていく、意欲すらなくなったと。ですから、第5次追補の賠償金を頂かないと、こういう人もおります。

ですから、最初の質問にあったように、賠償金というのは被災に遭った本人、直接そういう人たちに支払われるものではないのかというのが基本理念だろうと、私は考えています。

第5次追補というのは、皆さんもご存じかと思えますけれども、いろいろ国を相手にしたり、東京電力を相手にしたりした裁判の結果、第5次追補というのが生まれてきたわけです。裁判でやっているから来た。何もしない人たちが、ただ5次追補受けたわけじゃありませんよ。私も今津島の裁判で頑張っていますけれども、やはりそうした戦いがある、初めて東京電力も国も折れて、全然裁判なんかばかにして、私は金亡者と言われましたよ。その中で私たちが頑張ってきたおかげで、第5次追補というのは出てきたわけです。こういうこともしっかりとご理解いただきたいと、こう考えております。

そういうことで、そうした第5次追補を放棄するような話も、ちらちら聞いておりますものですから、やはりどういうふうにして考えていったらいいのか、やはりこれを広報とかそういうものに、この町には担当弁護士がいるはずですから、しっかりこの点を、私の質問全体を解明していただいた上で、町民に対するアドバイス、ご意見等を広報に載せていただけるかどうかお聞きします。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 相続を含む請求については、その手続が煩雑な賠償項目であることは町でも把握しており、請求手続・必要書類の簡素化を東京電力に要請しております。

さらに、11月17日には、福島県原子力損害対策協議会が賠償請求手続について、被害者の負担軽減を進め、全ての被害者が確実に賠償請求できるように、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書を国及び東京電力に提出しているところであります。

相続を含む請求に関して、現時点では全ての相続人から関係書類や相続委任書を得てから、相続人代表者から請求していただいておりますが、全ての相続人に自署が取得できないなどの場合は、法定相続割合で請求が可能となっており、窓口等で相談を受けた際には、その旨をご案内し、対応しているところでございます。

相続を含む請求に限らず、第5次追補の追加賠償については広報なみえ、町ホームページ、メールマガジンなどを活用し、周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） お話を聞きましたけれども、その回答では、私はあまり納得できない面もあります。それは東京電力と同じことを答弁しているように、私は聞こえてなりません。

実は、親と一緒に避難して、避難先でこの賠償の期間内に亡くなった人、一緒に住んでいてずっと面倒を見ていた人、この人たちは兄弟が多いがために東京や北海道、九州にいる人たちに1人130万を請求するために判子をもらいに行く、普通はできませんよ。兄弟仲がいいか悪いかは別としても、なかなかそれまでは私自身もそういう経験をしました。なかなか兄弟に頭を下げるというのは厳しいなという思いがあります。やはり賠償というのは、実際に被害に遭われた方、そういう方をメインになされるべきものだろうと、私は考えております。全てを失ったわけですから、幾らお金で解決してほしいといっても、それは無理な話です。

ですから、ふるさとを奪われた、田中角栄さんはこう言いました。その土地に三代住んでいれば、そこがふるさとだと、多く住んでいるから、1人しか住んでいないから、そんな関係ないんだ。だから私はそこにトンネルを通す、こういうことを田中角栄さんという政治家は言うておりました。私はそういうことだろうと思います。山の中であろうが、どこであろうが、同じ賠償金をしっかりいただいて、今後の糧にするのが一番肝要かなと、このように考えておりました。私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時07分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月6日(水曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 |
| 日程第 2 | 議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第77号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第78号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第81号 浪江町特別会計設置条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第82号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第83号 浪江町下水道条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第84号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第85号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第86号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第87号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について |
| 日程第14 | 議案第88号 物品購入契約の締結について(林野火災等資機材購入) |
| 日程第15 | 議案第89号 工事請負契約の変更について(町営高瀬野球場復旧工事(土木)) |
| 日程第16 | 議案第90号 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第17 | 議案第91号 令和5年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第18 | 議案第92号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |

- 日程第 19 議案第 93 号 令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 94 号 令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 95 号 令和 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 96 号 令和 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 97 号 令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号）

出席議員（13名）

1番	武藤晴男君	3番	吉田邦弘君
4番	平本佳司君	5番	小澤英之君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

欠席議員（2名）

2番	紺野豊君	6番	半谷正夫君
----	------	----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井長祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼出納室長	中野隆幸君

教育総務課長
鈴木清水君

生涯学習課長兼
浪江町公民館長兼
浪江町図書館長
岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長
掃部関久君

次長兼係長
中野夕華子君

書記
岡本ちり君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は13人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（平本佳司君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、タブレット端末に格納した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告をお願いいたします。
-

◎議案第76号から議案第97号の一括上程、説明

- 議長（平本佳司君） お諮りします。日程第2、議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正についてから日程第23、議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第76号から日程第23、議案第97号までを一括議題といたします。
日程第2、議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田栄光君） おはようございます。
議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。
本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用及び農業集落排水事業と公共下水道事業の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案資料集4ページをご覧ください。

議案第76号資料によりご説明をいたします。

1、改正の趣旨です。公共下水道事業への公営企業会計の適用及び農業集落排水事業と公共下水道事業の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

2、主な改正内容です。第2条の表の改正となっております。住宅水道課の事務分掌から公共下水道事業及び農業集落排水事業に関する部分について削除しまして、合併処理浄化槽に関する事務を追加するものです。

3、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

次ページ以降は新旧対照表が載っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第77号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第77号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料集7ページをご覧ください。

議案第77号資料によりご説明をいたします。

まず、改正の趣旨です。福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正等を行うものでございます。今回の勧告では、令和5年4月の官民格差に基づく改定で、給与においては民間との格差0.88%を埋めるためものです。また、期末手当及び勤勉手当を0.1か月引き上げ、民間のボーナス支給状況を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ配分するものとなっております。また、令和6年度以降は支給割合につきましては、6月、12月に案分するというものでございます。

2、主な改正内容です。第1条は、第8条の改正で勧告に伴い、給料月額を引き上げるためのもの及び第9条の改正も勧告に伴い、令和5年12月の期末手当の支給割合を0.05月分上げるものでございます。

第2条は、第9条の改正で、令和6年度以降の支給割合を年間、合計3.25月分を6月と12月に案分するためのものがございます。

3、施行期日であります。この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するというものです。

次ページ以降は新旧対照表になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第78号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第78号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案資料集12ページをご覧ください。

第78号資料によりご説明をいたします。

改正の趣旨は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。第1条は、町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正です。

第2条の改正で、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の155から100分の160に改正するものです。

また、第3条の改正につきましては、鉄道賃に含まれる料金を追加するものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

上の表の中段、第3条のところで括弧書きが追加されております。特別職の鉄道賃につきまして明示しております。旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含むとしております。これまで指定料金まででしたが、今回、特別車両料金も支給するというよ

うなことでございます。

資料に戻っていただきまして、第2条、町長等の諸給与に関する条例の一部改正、第2条の改正です。期末手当の算定基準に乗ずる割合につきまして、令和6年度以降の支給割合を100分の157.5に改正するものでございます。次年度以降は100分の315を6月、12月、半分ずつ案分するものでございます。

3、施行期日。この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の町長等の諸給与支給に関する条例第2条後段の規定は、令和5年12月1日から適用するとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第79号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第79号 職員給与に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案資料集27ページをお開きください。

議案第79号資料によりご説明をいたします。

改正の趣旨は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容です。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正です。

12条の改正、こちらは通勤手当の改正でございます。自動車等を使用する職員の通勤手当の上限額を6万700円から6万7,900円に改正するものです。こちらガソリン価格の変動など、実情を踏まえての改正でございます。

続いて、第20条の改正、こちらは期末手当でございます。職員に係る令和5年度12月期の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125に、定年前再任用時間短縮職員に係る令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の62.5から100分の67.5に改正するものです。

続いて、第21条の改正、こちらは勤勉手当でございます。職員の係る令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の97.5から100分

の102.5に、定年前再任用短時間再任用職員に係る令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の50から100分の55に改正するものです。

また、別表第1及び別表第1の2の改正、給料表でございます。給料表のうち、初任給を中心に若年層に重点を置き、給料月額を引き上げるための改正をするものです。

第2、第2条、職員の給与に関する条例の一部改正で、第20条の改正、期末手当です。職員に係る令和6年度6月期以降の期末手当の支給割合を100分の122.5に改正するもの。定年前再任用短時間勤務職員に係る令和6年度6月期以降の期末手当の支給割合を100分の65に改正するものです。

次のページをお開きください。

第21条の改正です。こちらは勤勉手当です。職員に係る令和6年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の100に改正するもの。定年前再任用短時間勤務職員に係る令和6年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の52.5に改正するものです。

3、施行期日。この条例は施行の日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するというものです。

後ほど新旧対照表等をご覧いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料集54ページをお開きください。

議案第80号資料によりご説明をいたします。

1、改正の趣旨です。東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフ

ルエンザ等に対処するための人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容。第3条の改正で、こちらは防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当でございます。特殊勤務手当の対象から以下の2項目を削る改正です。

①新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき。②新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事したとき。別表の改正です。特殊勤務手当の額から新型コロナウイルス感染症の患者等に接触して行う作業等に係る部分を削る改正でございます。

3番、施行期日。この条例は、令和6年1月1日から施行するというものでございます。

次ページ以降、新旧対照表を載せておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第81号 浪江町特別会計設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第81号 浪江町特別会計設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用及び農業集落排水事業と公共下水道事業の統合等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案第81号資料によりご説明をさせていただきます。

議案集の58ページをご覧ください。

2の主な改正内容でございますが、（1）としまして、公営企業会計の適用及び事業の廃止に伴い、特別会計の種類から公共下水道事業及び農業集落排水事業を削除する。

（2）としまして、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の廃止に伴い、関係条文を削除する。

（3）としまして、その他所要の改正でございますが、こちらは59ページ、新旧対照表をご覧ください。

右側の旧の欄、第2条第2号としまして、水道事業が記載されて

おりますが、水道事業につきましては、昭和43年に既に公営企業会計が適用となっていることから、今回の改正に合わせて、こちらも削除をさせていただくものです。

第4条及び第2条を削る改正につきましても、同様の理由によるものでございます。本来であれば公営企業会計に移行する際に、改正すべきものであったと考えられますが、今回の改正となりましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

3は、施行期日でございます。令和6年4月1日から施行するものとなっております。

ご説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第82号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第82号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第82号資料によりご説明申し上げます。

64ページをお開きください。

2の主な改正内容をご覧ください。第23条第3項につきましては、法規定の新設に合わせた新設となり、産前産後期間に関わる所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定したものでございます。

続きまして、68ページをお開きください。

議案第82号資料、別紙1でございます。減額についての詳細ですが、対象者は国民健康保険に加入している出産する被保険者となり、妊娠85日以上の出産が対象となります。対象期間については、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から4か月、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月となり、イメージとしては図のとおりとなります。

下段の減額の内容についてでございますけれども、出産する被保険者の所得割及び均等割が対象となりまして、各区分の12分の1の額に減額対象期間を乗じた額が減額されることとなります。

64ページにお戻りください。

続きまして、第24条の4でございますが、こちらも法規定の新設に合わせた新設となり、届出について規定しております。

次に、3、施行期日でございますが、この条例は、令和6年1月1日からの施行となります。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日後の期間に関わるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第83号 浪江町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第83号 浪江町下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 資料集70ページをご覧ください。

議案第83号資料により説明いたします。

改正の趣旨です。令和6年度から農業集落排水事業区域を公共下水道事業区域へ統合し、さらに農業集落排水事業特別会計を廃止し、公共下水道事業を公営企業会計へと法適用するものです。現在の特別会計は官庁会計方式といたしまして、現金主義で単式簿記であります。これに対し、公営企業会計は発生主義で複式簿記でありまして、水道事業と同様になります。本定例会で改正する内容につきましては、公営企業会計の適用のため各条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次の2、主な改正内容です。第31条について法適用に当たり、事務処理の対価として手数料について規定するものです。

表をご覧ください。

排水設備等の計画の確認手数料1件につき1,500円、排水設備等の工事の検査手数料1件につき1,500円、続いて、指定工事店指定手数料1件につき2万円、指定工事店指定更新手数料1件につき

1万円、下水道に関する各種証明等手数料1件につき200円の5項目になります。

次ページからの2ページは新旧対照表になります。後ほどご確認ください。

3の施行期日ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第84号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第84号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 資料集75ページをご覧ください。

議案第84号資料により説明いたします。

主な改正内容です。条例名につきまして、公共下水道事業の追加に伴い、浪江町上下水道事業の設置等に関する条例に改正するものです。

次に、第1条、事業の設置につきまして、公共下水道事業を追加するものです。

第2条は、法の適用につきまして、公共下水道事業への地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の適用を規定するものです。

第3条、経営の基本につきましては、第3項により公共下水道事業の処理区域、処理人口、1日最大処理能力を規定するものです。

76ページからは新旧対照表になります。後ほどご確認ください。

3の施行期日ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第85号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第85号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 資料集81ページをご覧ください。

議案第85号資料により説明いたします。

主な改正内容になります。企業職員に対して本条例で個別に規定していた給与の種類及び基準について、町長部局の職員に適用される職員の給与に関する条例及び浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するものです。

82ページからの新旧対照表につきましては、新条例の第2条は、手当等の名称について、88ページの第5条は、会計年度任用職員の名称を統一しております。また、準用する手当、休職、育児休業等による給与の減額につきましては削除いたしまして、第7条により準用元となる条例につきましては規定しております。後ほどご確認ください。

81ページに戻りまして、3、施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第86号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第86号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 資料集90ページをご覧ください。

議案第86号資料により説明いたします。

主な改正内容になります。第2条、組織で、今回の法適用に伴い、人口減少や近隣市町村の状況に合わせまして、審議会委員数の上限を12名から10人に改正するものです。

91ページは新旧対照表になります。後ほどご確認ください。

3の施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第87号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第87号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止についてご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業への公営企業会計の適用及び農業集落排水事業の廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 資料集93ページをご覧ください。

議案第87号資料により説明いたします。

1の趣旨につきましては、公共下水道事業への公営企業会計の適用及び農業集落排水事業の廃止に伴い、条例を廃止するものです。

主な内容です。下の表にあります5つの条例につきまして廃止するものでございます。

1段目は、浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例。2段目は、浪江町農業集落排水処理施設分担金徴収条例。3段目、東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設の使用料等の特別措置に関する条例。1つ飛ばしまして5段目、浪江町農業集落排水事業基金条例につきましては、公共下水道事業との統合により農業集落排水事業の廃止によるものでございます。

4段目、浪江町公共下水道事業基金条例につきましては、公共下水道事業への公営企業会計の適用によるものです。

続きまして、令和5年5月31日時点の基金の状況です。表をご覧ください。

浪江町公共下水道事業基金基金残高2億8,578万5,000円、浪江町農業集落排水事業基金基金残高1,072万3,000円、合計額2億9,650万8,000円につきましては、令和6年3月31日の残高によりますが、公営企業会計適用後に公共下水道事業の現金として振替いたします。

3の施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第88号 物品購入契約の締結について（林野火災等資機材購入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第88号 物品購入契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、林野火災等資機材購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社磐水社、代表取締役、渡辺守弥と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案第88号、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、林野火災等資機材購入。2、納品場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内ほか。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額1,307万6,360円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額118万8,760円。5、契約の相手方、福島県いわき市平字古鍛冶町4、株式会社磐水社、代表取締役、渡辺守弥。6、納期、議会の議決を得た日から令和6年3月29日まででございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

議案資料1をご覧ください。

今回購入の資機材等の概要でございます。商品名、企画、数量、単位等載っていますが、まず、商品名のみ、ここではご説明いたします。背負式水囊、林野火災用消防ポンプ、消防用ホース、ホースキャリーバッグ、管槍、ウォータータンク、ジェットシューター、フローティングストレーナーと、8種品目をそれぞれご覧の数量分、購入するものでございます。本資機材は、林野火災に対応すべく、必要なものを購入するものでございまして、納品につきましては、各消防屯所及び役場の消防倉庫に配備をいたします。

次のページをご覧ください。

入札の結果でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第89号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第89号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、町営高瀬野球場復旧工事（土木）について、契約変更を

行うものであります。

現在の契約金額は6,380万ですが、607万5,300円を増額し6,987万5,300円に変更するものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、議案書により説明いたします。

1、契約の目的、町営高瀬野球場復旧工事（土木）。2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額、変更前6,380万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円、変更後6,987万5,300円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額635万2,300円を契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。6、工期、議会の議決を得た日から令和6年3月15日までとなっております。

続きまして、98ページをご覧ください。

議案資料により変更内容についてご説明いたします。

まず、敷地造成工（グラウンド内）となります。当初設計では、立木の処理を見込んではおりましたが、現地確認をしたところ、グラウンド内やフェンス際に立木が侵入しており、伐採・伐根作業が必要となり、追加するものとなります。また、外野グラウンドにクズが繁茂しており、表土掘削の支障となるため、クズ根撤去も変更追加するものとなります。

次に、石礫除去につきましては、除草後、確認をした際に、グラウンド内に拳大から20センチ前後の石が点在しており、掘削土ふるい分け作業に支障を来すために、石礫の除去作業を追加するものとなります。

次に、購入土につきましては、掘削土ふるい分け作業によりグラウンドに再利用する土の量が当初の想定より少なくなることから、不足分の土を購入するものとなっております。

次に、仮設工につきましては、土工においてグラウンド内を大型車両通行等により、グラウンドに局所的な転圧がかかることから、不均一な締め固めを防止し、荷重を分散させるために、敷鉄板により重機等を移動させるための仮設道路及び作業床用の敷鉄板及び移設費を変更追加するものとなっております。

次に、敷地造成工（グラウンド外周）について、グラウンド外周部の草木が当初よりも繁茂しており、作業に支障が生じることとなるため、除草面積を増やす内容となっております。

最後に、防護柵工につきましては、防球ネットフェンスが除草を実施したところ、立木の侵入や土砂流入による破損を確認したため、破損したネットフェンスの張り替え及び胴縁付替、流入した土砂の撤去及び伐採・伐根に支障となるため、ネットフェンスの脱着作業を変更追加するものとなります。

次の99ページの資料につきましては、主な施工箇所を記載しておりますので、後ほど確認願います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第90号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第90号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明をいたします。

本案は、県道広野小高線道路改良工事により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） それでは、100ページをお開きください。

認定路線の一覧表でございます。6路線でございます。

101ページをご覧ください。

廃止路線の一覧表でございます。4路線でございます。

続きまして、103ページの議案資料により説明いたします。

資料2をご覧ください。

廃止路線位置図です。青い線で示されている丸のついたところが路線の起点、矢印の先が終点でございます。こちらは、県道広野小高線道路改良工事により路線を廃止するものでございます。

続きまして、認定路線についてご説明いたします。

102ページの資料1をご覧ください。

認定路線位置図です。こちらについては、廃止の手続後、赤い線で示されている該当路線を改めて認定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第91号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第91号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,852万円を追加し、歳入歳出予算の総額を372億1,595万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

議案集の113ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億1,929万9,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金事業に係る補助裏財源としまして、主に権現堂地区における再生賃貸住宅整備事業、津島防災備蓄倉庫整備事業などに充当されます震災復興特別交付税の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6億1,897万7,000円の増につきましては、主に権現堂地区の再生賃貸住宅の整備事業、津島防災備蓄倉庫整備事業の財源としまして、福島再生加速化交付金、帰還・移住等環境整備の増及びプレミアム付商品券発行事業、低所得世帯給付事業の財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

114ページをご覧ください。

款14国庫支出金の項3委託金、目1総務費委託金1,637万2,000円の増につきましては、主に節3福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の増でございまして、請戸両竹線道路修繕事業の財源となるものでございます。

115ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金1億4,516万9,000円の減につきましては、主に、こちらは節1農業費県補助金の福島県新規就農者総合対策事業補助金及び営農再開支援事業補助金のそれぞれの実績見込みによる減によるものでございます。

116ページをご覧ください。

款16財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入1,955万7,000円の増につきましては、こちらは幾世橋分譲地の売払収入、こちらは1区画分、防災林造成事業用地売払収入、御殿南分譲地売払収入、こちらも1区画分、こちらの増によるものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰

入金 1 億1,449万8,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

同じく、目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金6,852万6,000円及びその下、目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 2 億4,854万7,000円につきましては、主に農業水利施設等保全再生事業の財源として繰入れをするものでございます。

117ページをご覧ください。

款20諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入4,325万6,000円の増につきましては、こちらは主に上から 2 段目、プレミアム付商品券の販売金、こちらによるものでございます。

118ページをご覧ください。

118ページからは歳出となります。

まず、議会費をはじめとしまして各科目において報酬、給料、職員手当、共済費の補正がございますが、これらにつきましては、主に人事異動によります所属替え、また、福島県人事委員会勧告によります給与等の改正、会計年度任用職員の任用数の変動に伴います補正でございます。それぞれについて、総額で申し上げます。報酬は364万30円の増、給料は1,059万9,600円の増、手当は1,384万8,600円の減、共済費は365万3,000円の増となっております。また、人件費にかかります補正のほか、パートタイム会計年度任用職員の任用数の変動によります費用弁償は16万6,000円の増となっております。

それでは、歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

119ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費 1 億7,153万2,000円の増につきましては、主に節24積立金で家賃低廉・低減事業分を公共用施設維持基金に、こちらに積み立てるものでございます。

その下、目 6 企画費 3 億3,646万6,000円の増につきましては、震災復興特別交付税のうち、農業水利施設等保全再生事業の補助裏分、そして、幾世橋分譲地の売払収入分を、浪江町復旧・復興基金に、そして、福島再生加速化交付金における農業水利施設等保全再生事業分、こちらにつきましては浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金にそれぞれ積立てをするものでございます。

122ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億9,337万7,000円の増につきましては、こちら123ページにお進みください。

主に123ページの節18負担金補助及び交付金の非課税世帯等臨時特別給付金で、こちらにつきましてはデフレ完全脱却のための総合

経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として行います低所得者給付金事業で、住民税の非課税世帯2,500世帯に1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

128ページをご覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費1,353万円の増につきましては、福島再生加速化交付金を財源としまして、小野田地区に井戸掘削及びポンプを設置する工事で、1世帯分の事業費を計上しております。

129ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費1,200万円の減につきましては、新規就農者総合対策補助金の実績見込みによる減でございます。

続きまして、その下、目5営農再開支援事業費1億3,296万9,000円の減につきましては、こちらは主に節18の負担金補助及び交付金で、営農再開支援事業にかかります各種補助金の実績見込みによる金額の変更となっております。

130ページをご覧ください。

款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費3億3,439万6,000円の増につきましては、主に節14工事請負費で関ノ倉及び古堤ため池における放射性物質再対策工事の増によるものでございます。

131ページをお開きください。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費1億2,491万5,000円の増につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として行います、プレミアム付商品券発行事業にかかる経費を計上しております。

133ページをお開きください。

款8土木費、項4都市計画費、目2公共下水道事業費1,652万4,000円の増につきましては、雨水処理事業にかかる公共下水道事業特別会計への繰出金となっております。

134ページをご覧ください。

同じく款8土木費、項5住宅費、目2住宅整備費2,925万円の増につきましては、こちらは権現堂地区公営住宅建築実施設計業務委託料、こちらは2か年で事業計画しております。2か年分の今年度は前払い金分を計上しているものでございます。

続きまして、110ページにお戻りください。

110ページは第2表、継続費補正の追加でございます。款8土木費、項5住宅費、事業名が権現堂地区公営住宅建築実施設計業務委

託、こちらにつきましては、可能な限り早期建設、早期入居に向けて事業を進めるために、今年度から2か年計画で実施設計業務委託を実施するものでございます。

その下、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名が堀知木川災害復旧工事、こちらにつきましては、本年9月に発生しました台風13号による被害についての災害復旧工事でございます。早期復旧を目指すため、今年度から2か年で事業を実施するものでございます。

次に、その下、第3表、繰越明許費でございます。款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、関ノ倉ため池環境保全整備事業（再対策）及びその下の古堤ため池環境保全整備事業（再対策）につきましては、こちら本年9月の台風13号の影響によりまして、工程に大幅な遅れが生じたことから、翌年度まで事業繰越しをするものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、事業名がプレミアム付商品券発行事業につきましては、こちらは緊急経済対策として実施するという目的を鑑みまして、今年度から準備、そして、販売を開始するために今年度から予算化して繰越事業とするものでございます。

その下、同じく款7商工費、項1商工費、木材製品生産拠点施設周辺環境対策事業、こちらにつきましては、設計におきまして工法や部材の選定などに不測の日数を要したことから、翌年度まで事業を繰り越すものとなっております。

次に、140ページ、こちらにつきましては、補正予算による基金の運用状況となっております。後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第92号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第92号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,805万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億499万6,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

146ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金2億9,583万3,000円の増につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費及び出産育児一時金の増に伴います普通交付金及び特別調整交付金の増でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金222万5,000円の増につきましては、主に出産育児一時金の増及び産前産後保険料の改正に伴います一般会計からの繰入金の増でございます。

次に、147ページでございます。

ここからは歳出になります。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費41万3,000円の増につきましては、今年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づきます人件費の補正でございます。

次に、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費2億9,500万円の増につきましては、今年度の給付見込みによる増でございます。

次のページになります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金250万円の増につきましては、出産被保険者の見込みによる増でございます。

最後に、款8 予備費14万5,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第93号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第93号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ600万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,958万9,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご

説明申し上げます。

154ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1 診療収入、項1 外来収入、目1 仮設津島診療所診療収入450万円の減につきましては、診療人数の減少によるものでございます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 仮設津島診療所県補助金407万円の減につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の減でございます。歳出の仮設津島診療所管理費及び医業費の減によるものでございます。

目2 浪江診療所県補助金272万円の減につきましても、歳出の浪江診療所医業費の減によるものでございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目3 仮設津島診療所繰入金171万円の減につきましては、歳出の仮設津島診療所管理費の減による一般会計繰入金の減でございます。

目4 浪江診療所繰入金697万9,000円の増につきましては、歳出の浪江診療所管理費の増による一般会計繰入金の増でございます。

次に、156ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 仮設津島診療所管理費427万5,000円の減につきましては、今年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づきます人件費の補正でございます。

目2 浪江診療所管理費1,076万9,000円の増につきましても、本年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づきます人件費の補正でございます。

次のページになります。

款2 医業費、項1 医業費、目1 仮設津島診療所医業費600万円の減につきましては、診療人数の減少による医薬材料費の減でございます。

目2 浪江診療所医業費650万円の減につきましては、院外処方による医薬材料費の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第94号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第94号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,956万3,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まず初めに、一般会計と同様に、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正を行っております。それ以外の主な補正についてご説明いたします。

資料集165ページ、お開きください。

事項別明細書の歳入予算になります。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公共下水道受益者負担金50万円の増につきましては、3件分でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金1,652万4,000円の増は、次にあります款7公共下水道事業債、項1公共下水道事業債、目1公共下水道事業債1,652万4,000円の減、この財源の振替によるものでございます。

167ページをお開きください。

款3予備費、項1予備費、目1予備費528万7,000円の増につきましては、歳入歳出調整によるものでございます。

次に、161ページにお戻りいただいて、これは第2表、繰越明許費です。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、浸水ハザードマップ作成業務委託につきましては、令和4年度事業でありました請戸川右岸第二排水区雨水施設整備基本設計業務委託を令和5年度に繰越ししたことにより、この基本設計の成果物及びデータ等が必要であったため、当該事業についても繰越しするものでございます。

次に、事業名、浪江浄化センター汚水ポンプ更新工事につきましては、ポンプオーバーホールの対象部品について、代替品などメーカー対応に期間を要するため、繰越しするものでございます。

次に、162ページをご覧ください。

第3表、地方債補正です。歳入予算の補正で説明しました財源の振替で、公共下水道事業債につきまして限度額の4,215万1,000円から1,652万4,000円を減額しまして2,562万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第95号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第95号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,126万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,908万6,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まず初めに、一般会計と同様に、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費等の補正を行っております。それ以外の主な補正についてご説明いたします。

資料集173ページをお開きください。

事項別明細書、歳入予算になります。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,126万8,000円の増は、前年度歳計剰余金でございます。

174ページをお開きください。

歳出予算になります。

款3予備費、項1予備費、目1予備費1,091万8,000円の増につきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第96号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第96号 令和5年度浪江町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億5,830万4,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書の180ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7介護保険事業費補助金106万円の増は、令和6年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の国の負担分で、補助率は2分の1でございます。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費

等繰入金660万4,000円の減、節2事務費繰入金153万8,000円の増につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

181ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動及び福島県人事委員会給与勧告に基づくものです。節12委託料212万円の増は、介護保険システム改修、介護事業所台帳管理システム改修によるものです。

款4諸支出金、項1償還及び還付加算金、目2償還金47万8,000円の増につきましては、介護給付費の過年度分の精算金でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業収益的支出に400万を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まず初めに、差し替えております。おわび申し上げます。

初めに、一般会計と同様に、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正を行っております。それ以外の主な補正についてご説明いたします。

差し替えをいたしました資料によりご説明いたします。

186ページをご覧ください。

収益的支出です。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費69万円の増につきましては、人件費以外の部分としまして、コンビニでの収納件数の増加によりまして手数料を10万円増額しております。

続きまして、項2営業外費用、目1支払利息100万円の増につきましては、企業債借入日の確定による増でございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

12日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集賜りますようお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

（午前10時14分）

令和5年12月 7日（木曜日）	常任委員会
令和5年12月 8日（金曜日）	常任委員会
令和5年12月 9日（土曜日）	休 日
令和5年12月10日（日曜日）	休 日
令和5年12月11日（月曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月12日(火曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第76号 | 浪江町課設置条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第77号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第78号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第79号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第80号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第81号 | 浪江町特別会計設置条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第82号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 浪江町下水道条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第87号 | 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について |
| 日程第13 | 議案第88号 | 物品購入契約の締結について(林野火災等資機材購入) |
| 日程第14 | 議案第89号 | 工事請負契約の変更について(町営高瀬野球場復旧工事(土木)) |
| 日程第15 | 議案第90号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第16 | 議案第91号 | 令和5年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第17 | 議案第92号 | 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第93号 | 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施 |

- 設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第94号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第95号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第96号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 発委第 5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第24 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君
住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	西 健 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君	生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃	部	関			中	野	夕	華子
書				久						君
		岡	本	記						
				ち						
				り						
				君						

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりでございます。
-

◎議案第76号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第1、議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[発言する者なし]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[発言する者なし]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第76号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第77号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第2、議案第77号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[発言する者なし]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[発言する者なし]

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第77号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第3、議案第78号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第78号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第4、議案第79号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第79号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第80号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第5、議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第80号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第81号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第6、議案第81号 浪江町特別会計設置条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第81号 浪江町特別会計設置条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第82号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第7、議案第82号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第82号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第83号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第8、議案第83号 浪江町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第83号 浪江町下水道条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第84号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第9、議案第84号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第84号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第85号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第10、議案第85号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第85号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第86号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第11、議案第86号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第86号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第87号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第12、議案第87号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第87号 浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第88号 物品購入契約の締結について（林野火災等資機材購入）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） このポンプの購入は、山火事を想定した消防ポンプ10台だというふうに思いますけれども、分団としては7分団ありますけれども、10台のこの配置、それをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

ポンプの配備につきましては、現在、新しく整備されました各屯所、コミュニティセンター付属の屯所並びに津島の屯所に平均的に配備したいと思っておりますが、今後、スペースの関係もありまして、再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 消防団員が減少する中で、いろいろな装備が多くなると、負担も増すのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺はどういうふうに考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

実際活動できる方も限られているのが実状でございますが、集まれる方、または、その時々によって来られる方、全ての方が操作できるような形で、訓練はしっかりとやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第88号 物品購入契約の締結について（林野火災等資機材購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第89号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 議案第89号について、賛成をしたいと思っているので、若干納得できない部分ありますので、ご質問させていただきます。

まず第1点が、工事請負金額約600万円の増であります。

98ページのほうにその内容の変更が記されております。これ合計で6項目入っておりますが、その個別の金額をお尋ねしたいと。また、その積算の根拠についても分かれば教えていただきたいということが1点です。

2点目は、その追加工事の中で、敷地造成工、グラウンド内、敷地造成工、それとこれがグラウンド外ということで、伐採、抜根の追加工事が、ゼロ本から104本に増えているんです。ゼロから104に増えていると。グラウンド外の草木の除草面積が1,864平米から2,847平米に倍増近くしているということで、この2つの2項目については、追加工事が出るのではなくて、本体工事のときにもう既に分かるはずだと思うんですよ。

というのは、この入札は、令和5年度の入札で工事が始まったんですけれども、令和3年6月の入札で、町営高瀬球場復旧調査業務

委託で200万の予算を執行しています。

それだけではなくて、令和3年の12月の入札になっているんですけども、町営高瀬球場復旧設計委託業務、これで1,400万ぐらいの予算を執行しているんですけども、これは、この2回のチャンスがあった、要はその調査の業務のときもあった、設計をするときもあったにもかかわらず、この状況をきっちりと把握できなかったのは、これ委託業者のチェック漏れなのか、それとも町サイドの認識不足といったらちょっと語弊がありますけれども、そのときにチェックできなかったのかという疑問があるんで、その辺をお答えしていただきたいと。

最後の3点目が、今回の工事請負契約の変更は、金額の変更はもちろんしているんですけども、工期の変更がなされていないんですね。令和6年3月15日のままになっていると。これだけの追加工事が出ているのにもかかわらず、工事が遅れないと言ったらおかしいですけども、ケツが同じだということがどうも考えられないんですよ。この追加工事の内容を見ると。この追加工事が終わらなければ、本体工事が進まないというのが、この工事だというふうに私は判断しているんですね。

その辺の認識を、その3点について明確にお答えください。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） まず、今回の変更につきましては、敷地時の状況と工事着工時の状況が違っておりました。

新たな構造物を設置するのであれば、事前に議会の承認が必要との認識でありましたが、今回は事前の準備工に当たるとの認識であり、通常の工事でも指示書で対応していることから、数量が固まった時点での議会への提出と認識しておりました。

しかし、今回、変更理由に挙げさせてもらった各内容につきましては、積算が甘かったと考えております。そのことについては深くお詫びいたします。今後、積算につきましては、十分に精査し、しるべきタイミングでの議会への報告をしたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

続きまして、まず、個別の金額についての質問についてお答えいたします。

まず、敷地造成工が63万2,000円の増、石礫除去が23万4,000円の増、購入土が、内野が21万4,000円の増、外野が158万3,000円の増、仮設工が55万円の増、敷地造成工が8万円の増、防護柵工が121万円の増となっております。

積算根拠につきましては、県の土木単価とかを参考にして算出し

ております。

なお、2点目の、伐採、抜根の詳細な内容ですが、まず、支障木の伐採、幹周20センチ未満が1本当たり974円、幹周20センチから30センチが25本で1,519円、幹周30センチから60センチ未満が12本で5,795円、支障木の伐採の20センチ未満が426円、抜根の20センチから30センチ未満が1,308円、抜根の幹周30センチから60センチ未満が12本で6,006円、クズ根撤去が平米当たり173円、石礫除去が立米当たり601円、購入土が、内野分が立米当たり2万2,700円、外野が立米当たり1万7,400円、仮設工の敷地鉄板及び設置が平米当たり398円、敷地鉄板移設に平米当たり398円、敷地造成工グラウンド外周の除草が平米当たり83円、防護柵工のフェイス土砂撤去が立米当たり1,216円、ネットフェンス貼替えがワンスパン当たり1万7,380円、ネットフェンス撤去及び再設置が1基当たり7,180円、ネットフェンス胴縁付替えが1基当たり6,480円となっております。

追加工事で分かるのではないかということにつきましては、こちらのほうも現場に入る前に現地のほうは確認させていただいたところだったんですけれども、そこまで繁茂しているとかというのは確認できなかったところがございます。そのことについては、申し訳ないと思っております。

3点目につきましては、こちらにつきましては、冒頭で述べましたとおり、準備工という認識でおりましたので、こちらのほうは指示書での対応ということの認識であり、対応させていただいたところがございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと、これ頭痛くね。

ちょっと再質問しますけれども、準備工、準備工とって、ちょっと俺も現場確認していないんですけれども、これは補正予算で承認を受ける前に工事が終わっているという認識でいいのかなというのがまず1点目ですね。

それでその2番目に、今、質問1番目のものは今、細かいのでこれからちょっと積算しなければいけないので、いいとも悪いとも言えないんですけれども、2番目のところで、その事前工事だということは、入札前から分かっていたというふうに認識されてもしょうがないと思うんですよね。その辺、その分かったというか、こういったことがあって工事ができないから事前にやりますというふうなことは、町サイドには、これ何時入ってきたのか。

ということは、これ入札が令和5年の5月、ちょっと俺の記憶が正しければ令和5年の5月の入札のはずなんですよ。でっ、3月と

いうことは、実質10か月でやるという工事で、その事前工事があるというのを分かっていたのかなと思うんですね。その辺ちょっと詳しく知りたいということです。

そうすると、私の3つ目の工事、3つ目のその工期というのは、事前準備で終わっているんで、工期は今のままでいいというその答えでいいと思うんですけれども。

ちょっとひとつ、すみません、ちょっと長くなって申し訳ないんですけれども。実は、これ避難指示解除になって、もう今から7年ぐらい前の話なんですけれども、イノシシというか、鳥獣駆除が問題になっていた頃で、そのときにイノシシの檻とかそういったものを、拠点といたらおかしいですけれども、高瀬球場でいろんなものを保管して、そこからイノシシのワナを運んだり、いろんなことがこうなっていたんです。そのときに私も帰ってきてまだしばらくの議会の視察か何かで、そこを何回か訪れたんです。

そのときは、多分あのころはまだ農林水産課か何課の担当だったのかな。そのときに、私も高瀬球場は、その7年前で確認しています。行っています。自分もこういう木材業界にいるんで、そういうのは、すぐ気になって、そのときですら、もうグラウンドには柳の木が出ていた頃だったんですよ。

ですんで、事前準備と今言っていますけれども、これ入札のときにもう、この工事は入らなきゃいけないんじゃないか、と思うんですけれども、そのとき町のスタイルはどうだったのか、そのさっきちょっと詳しく言ったんですけれども、調査業務もやっている、設計業務もやっている、それから入札になってくるんで、その時点でもうこんな分かっていることなんで、なんで、町でチェックできなかったのかなというのあるんですけれども、ちょっとその2点お答えください。

○議長（平本佳司君） 答弁する前に、暫時休議入ります。

○議長（平本佳司君） 再開します。ここで、9時50分まで休憩入ります。

（午前 9時33分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時50分）

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） まず、1点目の質問に答えさせていた

だきます。

今回は補正予算ではなく、当初予算の範囲内での施工をさせていただいております。今回は、契約内容の変更に伴うものとなっております。

2点目につきましては、平成25年に除染を実施してはりましたが、その後復旧に向けての議論を行っていたところで、国と復旧に向けての議論を行っておったところでございます。そこから平成3年に調査設計をしたところで、時間がかかったことによりグラウンドの状況が悪化したものだと考えております。

すみません、令和3年です。

また、準備工につきましては、本体に入る前の工事、先ほど事前工事と答弁しましたが、事前工事ではなく、本体工事に入る前の準備工という意味となっております。

また、外野の購入土のほうを158万4,000円と答えましたが、158万3,000円の間違いでした。訂正したいと思います。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時51分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時53分）

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） すみません、まず、先ほどの答弁の内容を訂正いたします。まず、外野の購入土、先ほど158万4,000円と答えましたが158万3,000円の誤りでした。また、内野につきましても21万3,000円と答えましたが、21万4,000円の誤りでした。大変申し訳ございませんでした。

また、工期の変更につきましては、工期につきましては、本体工事に入る前の準備工となっておりますので、工期についての変更は必要ありません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時55分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時57分）

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） さて困ったなというところなんですけれども、数字の間違いはいろいろあったようなんですが、私は今、本会議で聞いた数字でやっているんですけれども、1つは、事前工事と準備工事の違いということになってくると思うんですけれども、今、一応最初の3点については、納得しました。

ただし、今回はどういうふうに考えても、不手際がこういう事態を起こしてしまったということは、課長、これ間違いありません。不手際によってこうなると。何にもしていないんでこうなったわけでも何でもありません。ちょっと最後、もう1回しか質問ない。あと1回しか質問できないんで、あと同僚議員の方がいろいろやっていただけると思うんですけれども。

私のほうから最後の質問なんですけれども、今、私、産業建設常任委員会に所属しております、ここでもう工事変更の案件ってしょっちゅう出るんですよ。それ何かといたらため池なんです。これが1億ぐらいたったのが1億8,000万なったり2億になったりしているんで、ただ、これに関しては国の事業で、自然災害、例えば最初は、このぐらいの予算で全部調査設計したんですけども、台風によって流入土が増えて、土砂が増えて範囲が広がってこうなったという理由づけがきちっとなって、こう工事変更になっているんですよ。

今回の場合は、我々が何も分からなくて、事前工事だったから、準備工事だったからという理由で、これは納得せざるを得ないと思うんですけれども。

逆にちょっと執行部のほうにお願いしたいんですけれども、生涯学習課を、要するに、個人攻撃というか、パーソナルアタックするわけでも何でもありませんけれども、要はこれ、町サイドの問題だと思うんですよ。というのは、どういうところかという、素人というのは、知見の持っていない人がこういう工事を担当してしまうと、どうもこういうことが起こってくるな、というのが今までの事例がずっとあって、その前だと教育委員会が所属したキッズパークだとか、いろんなところで、いろんな問題が起きてきているというのが現象だと思うんですね。

やっぱり、このこういった工事が、例えば今からいろんな工事が、大きな工事が出てくるんで、担当が本当に知見のない方だとなかな

か対応できないと思うんで、町のサイドのスタイルとして、例えば、建設課の知見のある人間を協働的に担当させるだとか、工事後に関しては建設課の担当、建設課、市外地整備課でもいいんですけども、そういう知見のある方を必ずつけて、こういうことが起きないようにというふうにさせていただきたいと思うんですけども、ちょっと執行部の答えをちょっと最後に……まだ終わっていないんですけど。執行部のしっかりした考えを議会の場で伝えて約束してください。

以上です。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

震災以降、様々な震災復旧、復興のためのハード整備が必要になっております。現時点におきましても、室原の防災拠点でありますとか、浪江駅の周辺整備事業、また、並びに復興牧場ということで、大型のプロジェクトとかですね、我々非常に抱えている中でございます。そういう中でおきまして、私が座長を務めさせていただきまして、建設課長が副座長という形で、毎月この施設整備に関しましては、進捗状況を確認する会議をやってございます。

その中におきましては、当然に建設課の職員も入りながら、技術的な視点でありますとか、あるいは財源の観点につきましては、企画財政課や国・県の職員も入りながら、様々な知見を生かしながら進行管理等行っているところでございます。

ただ、一方で様々な業務量を抱えている中では、今ほどご指摘の設計の部分であるとか、技術的な観点、職員も技術的なところは、様々な他県や他市町村の職員を借りているというふうな状況でありますから、まだまだ不十分であったというふうに思っております。

今後、私が座長を努めますそういった施設整備の工程会議を中心に、あるいは建設課を中心としながら、あるいは民間のコンサルティングなんかも入れながら、より設計についてはしっかりやっていきたいと思っておりますし、並行してこの施設整備が円滑かつ着実に進むように取り組んでいきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） ほかに。

9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 9番、山本です。

再度の質問ではないんですが、似たような質問になったら申し訳ございません。

初めに、この球場、6月の臨時議会で多分あったような話を先ほど聞いたんですが、その終わったとき偶然、どこやるのか見に行き

ました。球場はかなり繁茂していて、もう木は先ほど言っていたとおりに、もう外野は木だらけ。

それで、入札のその金額、直接工事費、管理費、経費等々あると思います。その内訳を初めにお伺いしたいのが1つ。

それで、この入札に当たって、取られる業者さんは、もちろん現場確認はしているかと思われるんですけども、普通であれば、入札でどこまでこれは入っているんだとか、協議事項等々、出てくるかと思います。誰が見ても球場の中に木は生えていないとは思いますが、見れば分かるような状況でした。そういう協議書はあったのかどうか、初め2点お伺いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、直工ですが3,165万円、共通仮設費が599万円、一般管理費が997万8,000円、現場管理費が1,635万5,000円となっております。

2点目の、現場を確認した際、協議書等はあったのかにつきましては、実際に現場に入ったのが7月下旬となっております……、そちらのほうは特に出しておりませんでした。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） そこでなんですが、通常入札ですと、現場を確認し、取られる業者は現場を視察して、設計書と合っているかどうかの確認をされているかと思います。私はそんな本職ではないですけども、少し知見があって、誰が見ても木生えているぐらいは、もう設計、入札するに当たって分かったと思われまます。それで、監督者も工事に入る前に分かっていたと私は思います。

先ほどの答弁は何かその辺が全然食い違っていて、もうその入札が、誰が悪いんではないんですが、設計書のと通りの金額でやっただけですが、事前の調査が、取られた方、発注者がもうかなり手落ちなのかなと思われまます。

それで、この議会に入る前に、先ほど高瀬球場を回ってから来ました。どこに倒木あるのかな、伐採の木があるのか、石があるのかな、いや、全部きれいになっていて、確認のしようがなかったんですけども、通常、町の発注のその臨時会は、終わった数量を発表する場なのかどうか、これは、本会議で、この工事は何で議会案件かどうか、課長はもちろんお分かりになっているかとは思いますが、ここは報告の場ではありません。

また、今回取った業者に当たっても、業者がしっかりこの工事が慣れていて、できる業者だから、議会もこの業者なら大丈夫だということ承認しているかと思われまます。業者も執行部側の入札にし

ても、監督側にしても、不備だらけです。ここをどういうふうに思っているのか、町長にここはお伺いします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来、渡邊議員からのご質問、そして今山本議員ご質問、伺っております、我々の答弁する内容と議会の議員の皆さんの質問のかみ合っていないような状況も今、鑑みているような状況かと思えます。

その上にたってお答えいたしますが、当然、今回の議案の提出の段階では、追加工事という形で我々は提出をさせていただきました。議員の皆様のご指摘を伺うと、追加工事ではなくて、今現場を見て、調査をいただいて、委員会のほうではいただいた報告がございますが、9割以上、提出したその議案の中身とそごがあるというようなことも感じておる次第であります。

私も長く議員をさせていただきましたから、当然、皆さんの議員のお立場のお考えというのは、尊重すべきことであって、事実でありますから、これらについては、しっかりと、今回提出した議案については、経過、そして事実関係をしっかりと町長として調査をさせていただきたいと思っております。

今後の対応については、その調査をした上で、議会の皆様へ報告をさせていただきたいと思っております。このような事情であれば非常に遺憾なこともあるかと思っております。

ただ、今の質疑の中での伺っている中でだけの回答はなかなか難しいものでありますから、大変申し訳ございませんが、この事実関係についても調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君） ほかに。

8番、佐々木茂君

○8番（佐々木 茂君） この誰が設計したかどうかよりも、もともと高瀬野球場には、良質土じゃなくて、玉石混じりの土を搬入して転圧してグラウンド造ったような、もともとですね、そういういい加減な仕事をした業者がおったように私は経験から思います。

それと、グラウンド整備に当たって、石が388立米出たというんですけれども、こんなにダンプカーに入れたら何台分ですか。こんなのがもともと埋められていたんですね、だから普通は、調査とか設計する段階、また業者もそうですけれども、試掘というの大事なんですよ。ほとんどこの町の発注工事は試掘がしていないから、下から岩が出ました、掘削したら岩が出ましたという話、しょっちゅ

う聞いています。これで変更です、変更ですと言うけれども、そうした癖を町内業者につけていかないと、常に変更対象になってきます。そもそも試掘もしていないで、造成工事です、そんなことあり得ない。ですから、私は、何だかんだ言うつもりはありませんけれども、そうした癖をやっぱり発注段階で、町内業者であろうが何であろうが、そういう癖をつけてあげないと、今後こういう問題がまた繰り返すところ思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 今のは要望でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、質疑の中でいろいろとご質問にお答えいただいて、最後に執行部のほうから、今後の対応、町長含めて副町長からいただいています。

今回の案件に関しては、非常に不備が大きく出た案件だというふうに思っておりますが、いこいの村なみえの関連からして、今回高瀬球場がいち早く使えるようになって、学生たちが合宿に来るようになって、いこいの村と連動しながらやっていくということに考えれば、非常に大切な施設だというふうに、前々から認識しております。現状、丈六公園のほうもきちっと整備されました。

そんな中で、今回の場合は、不備では確かにありますが、1つの不備の例が出て、それが町のほうで今後改善していくということを踏まえれば、今回のこの案件に関しては、私自身とすれば賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（平本佳司君） 暫時休議入ります。

(午前10時14分)

○議長（平本佳司君） 再開します。

(午前10時14分)

○11番（渡邊泰彦君） 全て撤回をお願いします。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 反対の意見を述べさせていただきます。

今回の工事、不備だらけ、それでルール違反。まずもって賛成をするに値しません。一番悪いのは、本当の工事が終わっていて、今になってこの工事の金額、確認もできない、このようなのは前代未聞であります。議会の恥です。どうか同僚議員の皆さん、こういうことが次回にもないように、反対よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） ほかに討論ございませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） すみません、ルール間違えてしまいました。

今、反対討論が出たんで、やっとなら賛成討論ということで、ちょっと先ほど申し上げたとおりなんですけれども、不備があったということは確かに分かります。事実ですけれども、先ほど言ったように、今後の浪江町のいろんな将来を考えれば、執行部のほうでしっかりと認識していただいた、というふうなことを自分自身思っているんで、今回の場合は賛成の立場を表明したいと思います。お願いします。

○議長（平本佳司君） ほかにございませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 反対の討論をいたします。

本案件は、委員会の中でも審議いたしました。執行部の説明に不明確な点が多々あり、委員会で現地視察となりました。

結果、現地説明では工事進捗率が11月末時点で95%との説明とともに、目視ではほぼ全ての工事が完了しておりました。

事前着工というよりも、議案上程前にほぼ全ての工事が終わっている。これでは議会軽視も甚だしいことを指摘しなければなりません。

私は、行政チェック機関としての議会の役割を考えた時に、とても賛同できるものではないことを申し上げ、議員各位の常識ある判断の下に賛同を求め、反対の討論といたします。

○議長（平本佳司君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第89号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

- 議長（平本佳司君） 起立少数であります。
よって、議案第89号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野
球場復旧工事（土木））は否決されました。
-

◎議案第90号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第15、議案第90号 浪江町道路線の認定及
び廃止についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第90号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採
決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第91号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第16、議案第91号 令和5年度浪江町一般
会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、小澤英之君。
- 5番（小澤英之君） 2点ほど、内容の確認をさせていただきたいと
思います。
まず1つ目が、124ページの目5、節14、認定こども園改修工事
で500万ほど計上されています。この工事の内容について伺います。
それから、ページ131ページ、目2 商工振興費、節18負担金補助
及び交付金、商品券交付金についてです。現行のプレミアムと同じ
なのか、違っているのか、中身について詳細に説明をお願いします。
以上2点です。
- 議長（平本佳司君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（鈴木清水君） それでは、124ページ、款3 民生費、

項2児童福祉費、目5認定こども園費、14工事請負費の内容につきましてご説明いたします。

こちらは、こども園の改修工事になりまして、夏場の猛暑対策として、次年度以降の猛暑に対応するために、増築した園舎にカーテンを設置します。あわせて…。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前10時25分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時26分）

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） 失礼いたしました。

再度ご質問にお答えします。

認定こども園の工事請負費の内訳でございますが、こちらは次年度の夏場の猛暑対策として改修工事をするものでございます。

まず1つは、増築した園舎へのカーテン設置、そして園庭の遮光ネットの設置でございます。併せまして、渡り廊下の雨水対策も講じるものでございます。今年度、大変暑くて、園児たちが、大変でしたので、次年度に向けて、当初の段階から暑さ対策をするために、補正予算で計上するものでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問いただきました、議案書の131ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきましてのプレミアム付商品券の、今までの商品券と今回の商品券の違いについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回のプレミアム付商品券ですけれども、今回、これまでの商品券と、財源、目的が異なっております。

これまでは、事業再開帰還促進支援事業ということで、被災12市町村を対象として、地域の需要を喚起し、事業所並びに町民帰還の促進に資するということを目的とした財源で行ってまいりました。ということでございますので、住民票がある方、もしくは帰還促進でありますので、23年の3月11日時点で住民票があった方、あとは事業再開支援でありますので、町内の事業所に勤務している人も対象にしていたところでございます。

ただ、今回補正で計上させていただきましたものにつきましては、

物価高騰対策の財源でございまして、財源としては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の全国で展開される交付金を活用させていただきながら、プレミアム付商品券を実施させていただきます。

目的としましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業ということで、プレミアム付商品券の販売をさせていただきます。

対象者は、現在、商品券購入時点で浪江町に住民票登録している方に限らせていただくというような内容になっているところでございます。購入限度額につきましては、今年度実施していただきました当初の販売は3万円を上限で、額面は50%プレミアを含め4万5,000円まで買える。今回は2万円を購入限度額とさせていただきますので、同じくプレミアム率は50%ですので、3万円の額面となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 認定こども園のほう、1つ再確認です。申し訳ないですが、私、教室等に入っていないので、確認なんですけど、この暑さ対策等々で、エアコンの設置の確認だけ、1つお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

園舎内はエアコンを設置してございますが、日差しが強く、暑いものでしたから、改めてカーテンを設置するものでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 予算書の120ページ、目で言うと自治振興費、節を見ますと新春交歓会に係る経費を補正しているというふうに思っています。

この新春交歓会の目的と、実施時期等詳細を説明いただきたいというふうに思います。

あと、今のプレミアム付商品券についてですが、今回補正で取って、次年度に繰越明許をするということで、その流れをどういうふうに考えているのか、販売までどういうふうに考えているのかということと、あと、財源なんですけど、私、産業建設常任委員会時に、プレミアム付商品券販売事業が始まって、財源を見つけて、額面6万円やってきたけれども、そろそろ枯渇するんで、3万円に減額して、その分期間をちょっと長くしたいんだというような、当時

課長補佐だった蒲原課長から説明を受けました。この財源については、新たな財源で今回は補正を組んだということですが、今までやっていた財源は完全に枯渇したということによろしいのか、確認したいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、まず、新春交歓会の目的についてご説明いたします。

交歓会の目的につきましては、コロナ禍も過ぎたことから、以前開いていました交歓会を復活させたいというようなことでございます。

町の職員及び議員の方々はじめ、様々な町で活躍されている方がいらっしゃいますので、その方との交流及び親睦の場を提供したいというようなことでございます。

日時につきましては、1月24日、町営スポーツセンターのほうで、現在約250名の方に招待状を発送したところでございます。参加の有無を出していただきまして、その方に集まっていただいて、交流を深めていただくということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山崎議員のご質問に加えさせて答弁をさせていただきます。

交歓会の開催でありますけれども、目的を1つ加えさせていただきます。

震災から13年目に入るわけでありまして。復興事業もあらあら大きな事業が進みつつある中で、町民やそれぞれ議会関係者、多くの町民の方々、関係者の方々に、今の取組についてご理解とご意見を新年早々伺いながら、令和6年度の新たな年に進んでまいりたいと思っております。

町民を代表する議員の皆様にもご参加をいただいて、幅広く、できる限りの、限定の人でありますけれども、ご意見を我々行政として賜りたいという考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） プレミアム付商品券のスケジュールについてのご質問にお答えしたいと思います。

今回の目的につきましては、物価高騰対策ということで、早急に対策を講じる事業を実施したいというふうに考えております。

以上のことから、今補正がご議決いただいた後に、準備をすぐ進

めたいと思っております。

ただ、広報であったり、プレミアム付商品券自体の印刷であったり、そういったもろもろにちょっと時間を要するということがございますので、現在想定しているのは、3月から販売を開始しまして、繰越しをさせていただきまして、来年度、令和6年の9月30日までは販売期間として行いたいということで、早急に取りかかりたいと考えているところでございます。

また、2点目にご質問いただいた、そもそもの事業再開、帰還促進支援事業についてでございますけれども、こちらについては、このプレミアム付商品券事業と、あと集客及びイベント事業のほうの財源として活用させていただきましてけれども、来年度については、プレミアム付商品券を実施するまでの財源はもうないということになってございます。

ということで、国のほうにも、新たな財源ということで要望しているところでございますけれども、今のところは見通しが立たないというところがございます。今回こちらの物価高騰対策のほうで対応させていただくというようなことになってございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） プレミアム付商品券については分かりました。

この新春交歓会についてなんですけれども、コロナも落ち着いてきたし、今いろいろな町の事業が展開している中でいい機会だということで、目的も理解はできます。

ただ、この今回の補正ではなくて、なぜ9月あたりの補正をできなかったのかというのが1つ疑問にあります。

これ、財源見ますと、一般財源ですから、国・県とかの協議も必要なしで、町単費でやれる事業なんで、もっと早めにこれは出すべきだったのかなということです。

つまり、今から年末年始の休みに入りますから、周知も含めて、あと、年始めのときは皆さんいろいろ、公私ともにいろいろ忙しい時期に入りますので、こういうのは改めて早めにやるべきだったのかなと思います。

9月に定例会になぜ補正を組めなかったのか、まずお伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

9月の段階では、当初は80名程度で開催をする予定でございました。ただ、その後、各課等に、どういった方を呼んだらいいかということで照会をかけましたところ、人数が大分多くなってきました

ので、今回は、まず使用料で、当初は、会場借上料ということで、ホールを借り上げて開催する予定でしたが、250人ほど入るホール、当町にございませんので、今回の補正で委託料を50万取っております。

こちらはスポーツセンターのほうの会場に250名ほど集まっていたいただきまして、軽食等を準備して、立食的なことでの交歓会を予定しておりますので、人数が増えたことによって、今回の補正となっております。

ただ、財源につきましては、今回歳入のほうで、款20諸収入、項4雑入、1雑入の中で、新春交歓会負担金ということで、科目を追加させていただいております。こちらにつきましては、会費を2,000円ほど頂戴して、250名ほど予定しておりますので、会場の使用料、準備の委託料もこちらで賄えればと考えているところです。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） これも分かりました、事情は。内々に事務的な部分に関しては進めているのも当然理解はできますけれども、今後も含めて、事業の企画立案は、しっかり計画的に早めに対応していただいて、議会と執行部との議論をしたいなと思います。それを指摘して質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第91号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第92号 令和5年度浪江町国民

健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第92号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第93号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第93号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第94号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第94号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第95号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第95号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第96号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第96号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第97号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第23、発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山崎博文君、登壇でお願いいたします。14番、山崎博文君。

〔議会運営委員長 山崎博文君登壇〕

○議会運営委員長（山崎博文君） それでは、提案理由についてご説明いたします。

事務局長朗読のとおりですが、今ほど可決しました議案第77から79号同様、県の人事委員会勧告に伴って、議員の期末手当を0.05月上げるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（平本佳司君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出のとおり、閉会中

の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査にすることを決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案第89号の町営高瀬球場復旧工事の契約変更につきましては、工事契約の進め方として慎重さを欠いたものであり、大変申し訳ございませんでした。改めてご審議いただけるよう、事業の精査をしままいります。

全ての議案が重要ではありますが、中でも、議案第76号の浪江町課設置条例の一部改正をはじめとした一連の住宅水道課関係の改正議案につきましては、公共下水道事業をより円滑に進めるための公営企業会計の適用でありまして、このたびの改正を踏まえ、なお一層の町内の生活環境の整備に努めてまいります。

審議の過程でいただいた貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

また、このたびの一般質問では、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含め、ご質問をいただきました。

メガソーラーに関する事、町内のコミュニティや生活環境道路に関する事、F-R-E-Iに関する事など、いずれのご質問も大変重要なものであり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

定例会冒頭の行政報告でもお話しをさせていただきましたが、特定帰還居住区域復興再生計画について、町として取りまとめ、今週中にも県に対し協議を行いたいと考えております。

平成29年3月の避難指示の一部解除、本年の3月の特定復興再生

拠点区域に続き、解除に向けた重要施策でありまして、帰還意向のある住民の皆様が、できるだけ早く帰還することができる環境を整えることを目的としております。

これまでの解除の際に得た様々なノウハウを踏まえ、計画の早期実現に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、帰還することができない方の土地家屋への対応、いわゆる残された課題についても、早急に方針を示すよう、国に求めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、師走を迎え、寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年浪江町議会12月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時53分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 佐 々 木 勇 治

署名議員 山 崎 博 文